

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年5月25日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ニッセイ安定収益追求ファンド
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ニッセイ安定収益追求ファンド

上記ファンドの愛称として「みらいのミノリ」ということがあります。

(以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「(8)申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8)申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

申込単位につきましては、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社につきましては、後記「(8)申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

(7)【申込期間】

継続申込期間：2020年5月26日(火)～2020年11月25日(水)

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日(詳しくは販売会社にお問合せください)までに、申込金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

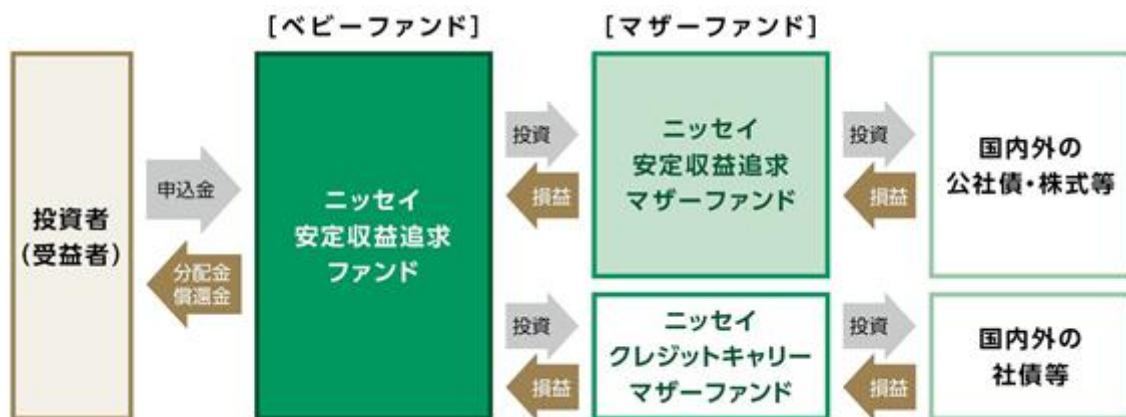
ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドは、「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」を主要投資対象としますが、運用に際しては、投資環境等に応じ「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」にも投資することがあります。

ファンドの特色

内外の債券を中心に投資を行い、利息収入等の安定した収益を追求します。





- ・内外の債券（国債や社債等）を実質的な主要投資対象とします。
- ・安定性を勘案しつつ、相対的に高い利息収入等が期待される銘柄を中心に投資します。
- ・外貨建資産については、投資環境に応じて対円での為替ヘッジを行います。
為替ヘッジとは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。

内外株式の組入れ等により、ファンド全体のリスク抑制をめざします。

- ・各資産・通貨の値動きの違いに着目し、資産配分を決定します。
- ・市場動向に応じて、資産配分の見直しを行います。

(ご参考) 景気動向と債券・株式の値動き

●一般に債券と株式は逆の値動きになる傾向があります。

	不況期	好況期
債券	資金需要の低迷による 金利低下・債券価格上昇 	資金需要の増加による 金利上昇・債券価格下落 
株式	企業業績の低迷懸念による 株価下落 	企業業績の拡大期待による 株価上昇 

■ 上記はイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日本		
公債	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
社債	年4回	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (債券・株式) 資産配分変更型))	日々	中南米 アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	中近東 (中東) エマー ジング		

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（債券・ 株式）資産配分変 更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として公社債等および株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （部分ヘッジ）	目論見書または約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

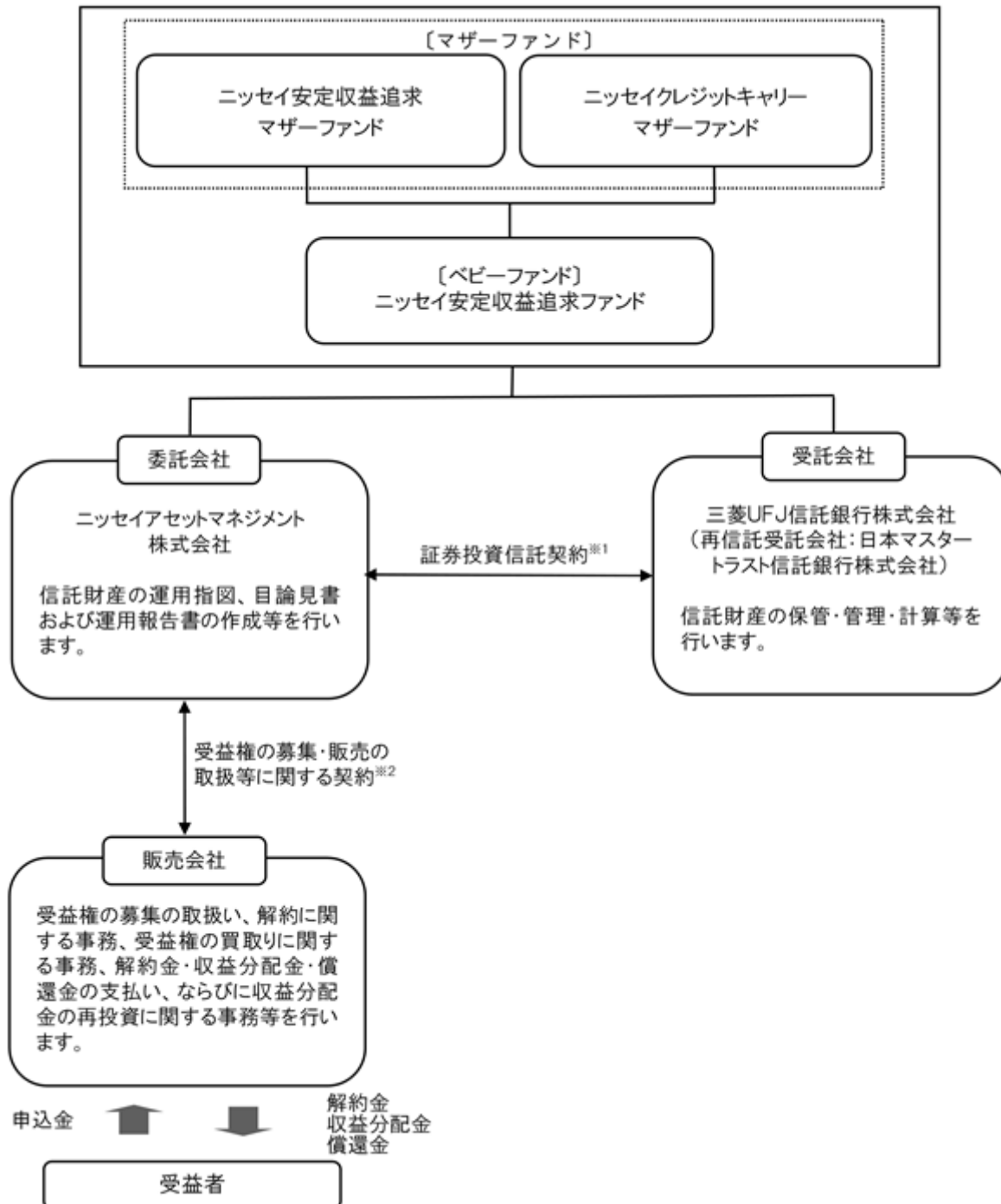
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年7月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



- 1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。
- 2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2020年3月25日現在）

- 1．委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 2．本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 3．資本金の額：100億円
- 4．代表者の役職氏名：代表取締役社長 大関 洋
- 5．金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- 6．設立年月日：1995年4月4日
- 7．沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8．大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ニッセイ安定収益追求マザーファンドを通じて、実質的に国内外の公社債および株式に投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。なお、ニッセイクレジットキャリーマザーファンドを通じて、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。

国内外の公社債および株式への資産配分は、市場環境および投資対象資産のリスク水準等に応じて、変更を行います。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、実質組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行います。原則として、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

安定的な収益確保および運用の効率化を図るため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。

マザーファンドの組入比率は、原則として高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ安定収益追求マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内外の公社債および株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として国内外の公社債および株式に投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

国内外の公社債および株式への資産配分は、市場環境および投資対象資産のリスク水準等に応じて、変更を行います。

組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行いますが、原則として、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

安定的な収益確保および運用の効率化を図るため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイクレジットキャリーマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本および世界の先進国の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、日本および世界の先進国の短中期の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

債券への投資割合は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ることをめざします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ安定収益追求マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、ニッセイクレジットキャリーマザーファンドおよび直接公社債、株式等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5) 投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および 金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限りません）

八．約束手形

二．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」および「ニッセイクレジットキャリアマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます)ならびに次の

1．から22．までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)

14．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)

15．外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)

16．オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります)

17．預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります)

20．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます)

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で21．の有価証券の性質を有するもの

なお、1．の証券または証書、12．および17．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から6．までの証券ならびに12．および17．の証券または証書のうち2．から6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13．および14．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

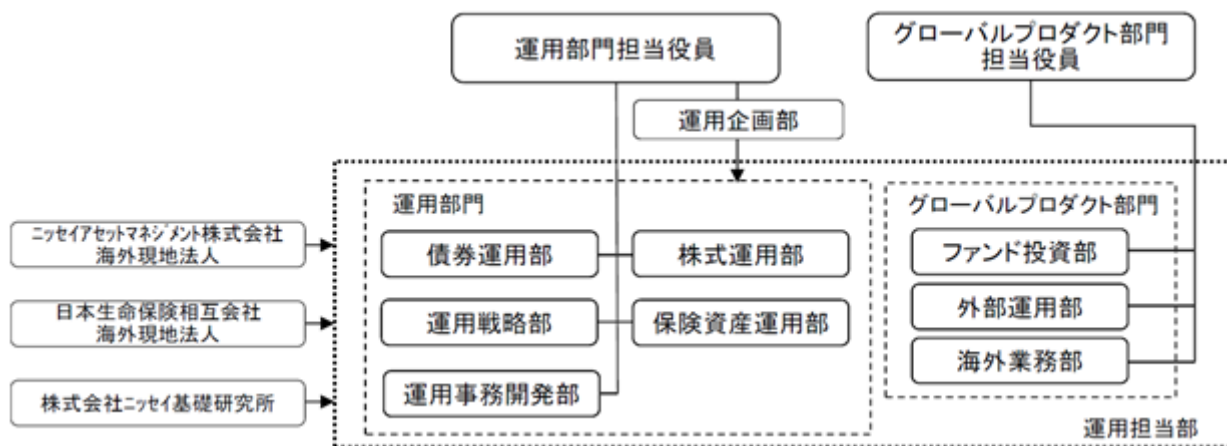
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

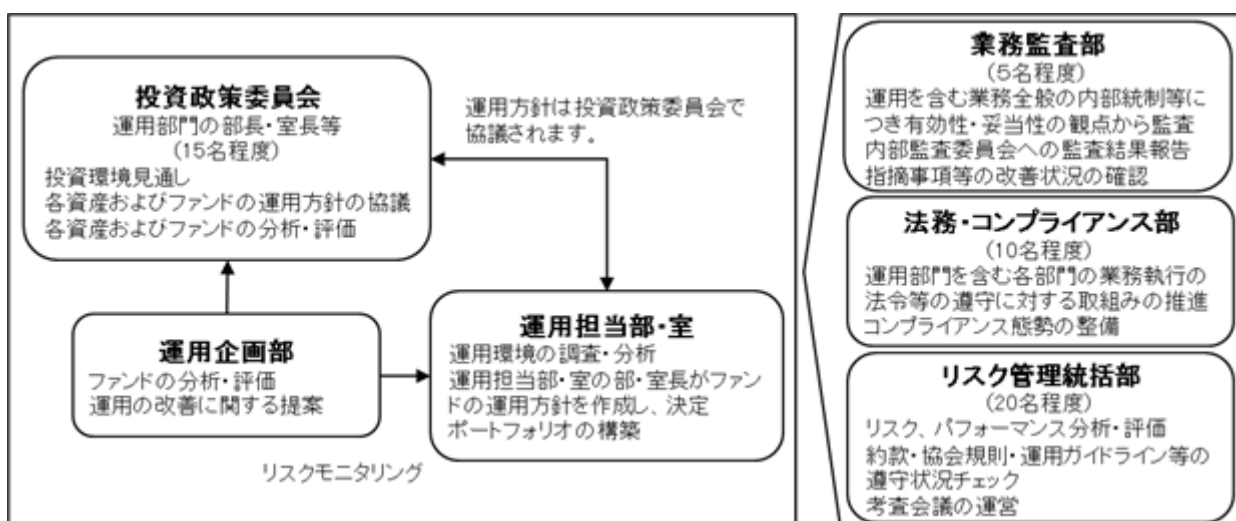
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネージャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益（ニッセイ安定収益追求マザーファンドおよびニッセイクレジットキャリアマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます）および売買益（評価益を含みます。ただし、ニッセイ安定収益追求マザーファンドおよびニッセイクレジットキャリアマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を除きます）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。

3. 留保益の運用方針

留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は2月25日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限

投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。
2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記 により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻しにより行うことができます。
2. 前記1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1. の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

外貨建資産については、一部を除き、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

対円での為替ヘッジを行う外貨建資産については、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。

対円での為替ヘッジを行わない外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けま。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・デリバティブリスク

デリバティブとよばれる金融派生商品を活用する場合、デリバティブの取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合などには、ファンドの資産価値が減少する要因となります。

・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日

と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

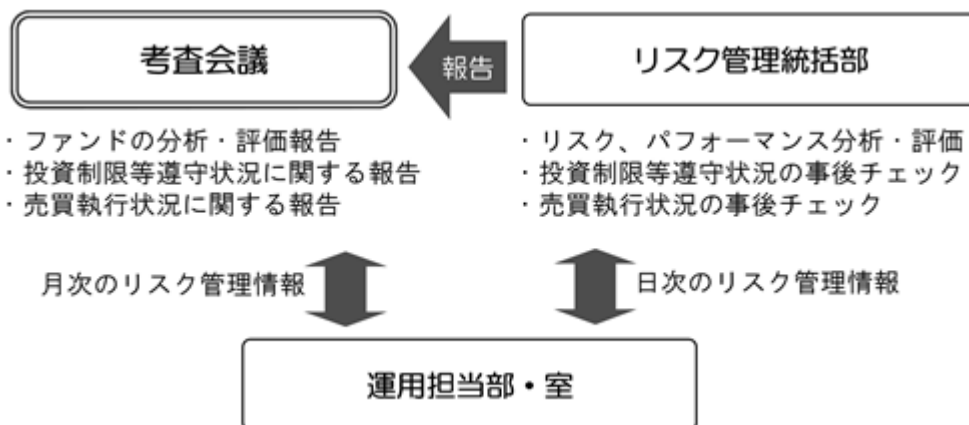
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社の株主である日本生命保険相互会社は2020年1月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイクレジットキャリーマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に43.2%保有しています。

当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

（２）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。

- ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- ・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間に於けるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

前記についての詳細は、販売会社にお問合せください。なお、販売会社につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.155%（税抜1.05%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.38%	0.63%	0.04%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリマザーファンド」を購入あるいは換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

上記の 、 および の費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者(受益者)へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

（５）【課税上の取扱い】

課税対象

- 分配時：分配時の「普通分配金」に対して課税されます。
「元本払戻金（特別分配金）」は非課税です。
- 解約請求・償還時：個人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額と取得価額の差益に対して課税されます。
法人の場合：解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して課税されます。
- 買取請求時：買取請求時の買取価額と取得価額の差益に対して課税されます。

申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額も含まれます。

個人の課税の取扱い

- 分配時：分配時の普通分配金は、上場株式等の配当所得として、以下の税率により源泉徴収され申告不要制度が適用されます。
なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用はありません）または申告分離課税を選択することもできます。
外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

- 解約請求・償還・買取請求時：解約請求、償還および買取請求時の差益は、上場株式等の譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税の対象となり確定申告を行う必要があります。ただし、源泉徴収選択口座（特定口座）を選択した場合、申告不要制度が適用されます。

税率（個人）

2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%・地方税5%）
2038年 1月 1日以降	20%（所得税15%・地方税5%）

税率は原則として20%（所得税15%・地方税5%）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

確定申告等により、解約請求、償還および買取請求時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます）の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等との損益通算が可能です。また、解約請求、償還および買取請求時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択した場合に限ります）等については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

< 少額投資非課税制度について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人の課税の取扱い（分配時、解約請求・償還時）

分配時の普通分配金、解約請求時の解約価額または償還時の償還価額の個別元本超過額に対して

以下の税率により源泉徴収 されます。

益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、当該分配時の税額が異なる場合があります。

税率（法人）

2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%・復興特別所得税0.315%）
2038年 1月 1日以降	15%（所得税15%）

税率は原則として15%（所得税のみ）ですが、2037年12月31日までは、復興特別所得税（所得税額に2.1%をかけた額）が付加されるため上記の税率となります。

個別元本

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出 されます。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、分配金受取コースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

収益分配金は分配前の受益者の個別元本と基準価額の関係により、課税扱いの普通分配金と、個別元本の一部払戻しに相当する非課税扱いの元本払戻金（特別分配金）に区分されます。

普通分配金	元本払戻金（特別分配金）
<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額以上の場合、収益分配金の全額が普通分配金となります。</p>	<p>収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差引いた額が普通分配金となります。</p>

投資者によっては非課税扱いとなる場合があります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

(2020年2月28日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	424,832,004	96.39
内 日本	424,832,004	96.39
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	15,916,775	3.61
純資産総額	440,748,779	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

(2020年2月28日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	7,620,984,449	15.39
内 日本	2,043,601,070	4.13
内 アメリカ	1,628,422,029	3.29
内 オーストラリア	1,140,548,041	2.30
内 香港	571,778,935	1.15
内 イギリス	437,902,884	0.88
内 スイス	302,455,090	0.61
内 フランス	296,490,471	0.60
内 ドイツ	242,454,810	0.49
内 シンガポール	205,661,628	0.42
内 オランダ	138,092,036	0.28
内 カナダ	98,840,750	0.20
内 アイルランド	79,743,798	0.16
内 スペイン	78,422,024	0.16
内 デンマーク	66,751,199	0.13
内 スウェーデン	57,914,110	0.12
内 イタリア	57,451,712	0.12
内 ニュージーランド	47,037,784	0.09
内 ケイマン諸島	40,218,422	0.08
内 フィンランド	23,896,075	0.05
内 ベルギー	21,400,740	0.04
内 バミューダ	14,945,754	0.03
内 ノルウェー	13,044,523	0.03
内 ジャージイー	9,516,661	0.02
内 オランダ領キュラソー	4,393,903	0.01
国債証券	20,047,192,336	40.47
内 日本	17,918,926,335	36.17
内 フランス	1,142,038,263	2.31
内 オーストラリア	986,227,738	1.99
投資信託受益証券	59,051,130	0.12
内 アメリカ	59,051,130	0.12
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	21,807,339,515	44.02
純資産総額	49,534,567,430	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（売建）	4,308,638,215	8.70
内 日本	1,169,610,000	2.36
内 アメリカ	970,753,530	1.96
内 オーストラリア	797,224,692	1.61
内 ドイツ	690,470,758	1.39
内 香港	393,434,496	0.79
内 イギリス	287,144,739	0.58
債券先物取引（買建）	9,456,300,725	19.09
内 アメリカ	3,501,623,212	7.07
内 ドイツ	2,086,478,745	4.21
内 オーストラリア	2,018,857,675	4.08
内 イギリス	1,849,341,093	3.73

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

（参考情報）

「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」

（2020年2月28日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	526,676,567	0.77
内 オーストラリア	526,676,567	0.77
社債券	50,479,663,646	74.00
内 カナダ	20,614,000,710	30.22
内 アメリカ	13,325,801,824	19.54
内 オーストラリア	8,197,132,476	12.02
内 日本	5,617,119,678	8.23
内 イギリス	1,217,843,122	1.79
内 オランダ	748,499,730	1.10
内 アイルランド	562,775,378	0.83
内 スウェーデン	124,065,853	0.18
内 スイス	72,424,875	0.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	17,207,087,121	25.23
純資産総額	68,213,427,334	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

（2020年2月28日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円） 簿価金額（円）	評価単価（円） 評価金額（円）	利率（%） 償還日	投資 比率
1	ニッセイ安定収益追求 マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券	348,059,462	1.1372 395,848,026	1.1335 394,525,400	- -	89.51%
2	ニッセイクレジットキャリー マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	28,901,969	1.0483 30,300,824	1.0486 30,306,604	- -	6.88%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	96.39
	小計		96.39
合計(対純資産総額比)			96.39

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

(2020年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	第388回 利付国 債(2年) 日本	国債証券 -	13,821,100,000	100.05 13,829,385,295	100.05 13,829,385,295	0.100000 2020/5/15	27.92%
2	第403回 利付国 債(2年) 日本	国債証券 -	4,069,600,000	100.42 4,086,773,712	100.49 4,089,541,040	0.100000 2021/8/1	8.26%
3	AUSTRALIAN GOVERNMENT オーストラリア	国債証券 -	702,206,340	139.36 978,608,799	140.44 986,227,738	3.750000 2037/4/21	1.99%
4	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券 -	804,940,800	109.15 878,665,327	109.37 880,412,049	0.750000 2028/5/25	1.78%
5	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券 -	221,388,800	117.87 260,959,834	118.17 261,626,214	1.250000 2034/5/25	0.53%
6	AIA GROUP LTD 香港	株式 保険	142,000	1,085.99 154,211,148	1,097.22 155,806,092	- -	0.31%
7	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA オーストラリア	株式 銀行	22,575	6,330.00 142,899,763	6,073.89 137,118,161	- -	0.28%
8	CSL LIMITED オーストラリア	株式 医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	5,945	23,413.59 139,193,806	22,840.94 135,789,447	- -	0.27%
9	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	15,200	7,574.00 115,124,800	7,127.00 108,330,400	- -	0.22%
10	BHP GROUP LIMITED オーストラリア	株式 素材	38,170	2,668.25 101,847,278	2,531.56 96,629,973	- -	0.20%
11	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	2,683	32,629.83 87,545,853	29,931.29 80,305,660	- -	0.16%
12	WESTPAC BANKING CORP オーストラリア	株式 銀行	45,223	1,834.46 82,960,236	1,750.30 79,153,825	- -	0.16%
13	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフトウェア・ サービス	4,312	18,700.49 80,636,524	17,309.63 74,639,156	- -	0.15%
14	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	29,200	2,734.50 79,847,400	2,529.50 73,861,400	- -	0.15%
15	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD オーストラリア	株式 銀行	38,628	1,950.29 75,335,933	1,862.52 71,945,677	- -	0.15%
16	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP オーストラリア	株式 銀行	39,128	1,930.15 75,522,917	1,836.62 71,863,588	- -	0.15%

17	WOOLWORTHS GROUP LTD オーストラリア	株式 食品・生活必需品小売り	23,941	3,068.24 73,456,757	2,893.42 69,271,531	- -	0.14%
18	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	5,474	11,964.15 65,491,776	11,502.95 62,967,150	- -	0.13%
19	VANGUARD REAL ESTATE ETF アメリカ	投資信託受益証券 -	6,030	10,733.49 64,722,966	9,792.89 59,051,130	- -	0.12%
20	NTTドコモ 日本	株式 情報・通信業	19,300	3,094.00 59,714,200	2,927.50 56,500,750	- -	0.11%
21	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	14,900	4,067.00 60,598,300	3,763.00 56,068,700	- -	0.11%
22	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	9,600	6,121.00 58,761,600	5,801.00 55,689,600	- -	0.11%
23	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR 香港	株式 各種金融	14,600	3,661.63 53,459,827	3,661.63 53,459,827	- -	0.11%
24	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	255	219,876.60 56,068,534	206,198.94 52,580,731	- -	0.11%
25	WESFARMERS LIMITED オーストラリア	株式 小売	16,694	3,174.71 52,998,645	3,011.40 50,272,451	- -	0.10%
26	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	14,000	3,640.00 50,960,000	3,484.00 48,776,000	- -	0.10%
27	CLP HOLDINGS LTD 香港	株式 公益事業	41,500	1,148.47 47,661,588	1,156.89 48,011,184	- -	0.10%
28	ブリヂストン 日本	株式 ゴム製品	13,300	3,836.00 51,018,800	3,606.00 47,959,800	- -	0.10%
29	ROCHE HOLDING AG スイス	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,311	37,840.13 49,608,423	36,449.74 47,785,619	- -	0.10%
30	第一三共 日本	株式 医薬品	7,200	7,270.00 52,344,000	6,590.00 47,448,000	- -	0.10%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	電気機器	0.65
		情報・通信業	0.41
		輸送用機器	0.37
		化学	0.29
		医薬品	0.26
		卸売業	0.22
		機械	0.21
		銀行業	0.21
		保険業	0.20
		小売業	0.16
		サービス業	0.16
		食料品	0.11
		陸運業	0.10
		ゴム製品	0.10
		建設業	0.09
		ガラス・土石製品	0.09
		その他金融業	0.08
不動産業	0.08		

		その他製品	0.06
		電気・ガス業	0.05
		倉庫・運輸関連業	0.04
		繊維製品	0.04
		空運業	0.04
		金属製品	0.03
		石油・石炭製品	0.03
		鉄鋼	0.03
	小計		4.13
	外国	銀行	1.58
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.00
		素材	0.81
		資本財	0.72
		保険	0.68
		食品・飲料・タバコ	0.59
		ソフトウェア・サービス	0.59
		公益事業	0.57
		各種金融	0.51
		エネルギー	0.51
		不動産	0.43
		小売	0.37
		ヘルスケア機器・サービス	0.36
		メディア・娯楽	0.33
		電気通信サービス	0.31
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.27
		食品・生活必需品小売り	0.27
		消費者サービス	0.26
		半導体・半導体製造装置	0.23
		耐久消費財・アパレル	0.21
		家庭用品・パーソナル用品	0.20
		運輸	0.19
		商業・専門サービス	0.16
		自動車・自動車部品	0.11
	小計		11.26
公社債券	国内	国債証券	36.17
	小計		36.17
	外国	国債証券	4.30
	小計		4.30
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	0.12
	小計		0.12
合計（対純資産総額比）			55.98

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式（外国）の業種はG I C S分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリア マザーファンド」

(2020年2月28日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	TOYOTA CREDIT CANADA INC カナダ	社債券	2,205,360,000	99.60 2,196,538,560	100.40 2,214,335,815	2.020000 2022/2/28	3.25%
2	ROGERS COMMUNICATIONS IN カナダ	社債券	1,715,280,000	103.78 1,780,151,889	103.53 1,775,829,384	5.340000 2021/3/22	2.60%
3	WELLS FARGO & COMPANY アメリカ	社債券	1,707,112,000	99.44 1,697,654,599	100.40 1,714,008,732	2.094000 2022/4/25	2.51%
4	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	社債券	1,633,600,000	102.11 1,668,068,960	103.18 1,685,630,160	3.228000 2022/6/22	2.47%
5	CANADIAN NATL RESOURCES カナダ	社債券	1,633,600,000	102.00 1,666,386,352	102.40 1,672,839,072	3.310000 2022/2/11	2.45%
6	SUNCOR ENERGY INC カナダ	社債券	1,633,600,000	101.48 1,657,924,304	101.88 1,664,360,688	3.100000 2021/11/26	2.44%
7	AT&T INC アメリカ	社債券	1,633,600,000	101.46 1,657,450,560	101.37 1,656,062,000	3.825000 2020/11/25	2.43%
8	AOZORA BANK 日本	社債券	1,641,450,000	100.07 1,642,730,331	100.05 1,642,270,725	2.750000 2020/3/9	2.41%
9	HUSKY ENERGY INC カナダ	社債券	1,633,600,000	100.62 1,643,859,008	100.09 1,635,102,912	5.000000 2020/3/12	2.40%
10	CATERPILLAR FIN SERV LTD カナダ	社債券	1,592,760,000	99.59 1,586,341,177	100.61 1,602,555,474	2.090000 2022/9/12	2.35%
11	AURIZON NETWORK PTY LTD オーストラリア	社債券	1,474,770,000	103.41 1,525,192,458	102.83 1,516,623,972	5.750000 2020/10/28	2.22%
12	MORGAN STANLEY アメリカ	社債券	1,470,240,000	101.46 1,491,734,908	101.84 1,497,292,416	3.125000 2021/8/5	2.20%
13	SAPUTO INC カナダ	社債券	1,306,880,000	98.96 1,293,327,654	99.83 1,304,775,923	1.939000 2022/6/13	1.91%
14	CITIGROUP INC アメリカ	社債券	1,225,200,000	102.20 1,252,215,660	102.55 1,256,528,364	3.390000 2021/11/18	1.84%
15	DAIMLER CANADA FINANCE カナダ	社債券	1,225,200,000	101.25 1,240,600,764	102.31 1,253,587,884	3.050000 2022/5/16	1.84%
16	BELL CANADA カナダ	社債券	1,225,200,000	101.54 1,244,104,836	101.95 1,249,152,660	3.150000 2021/9/29	1.83%
17	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	社債券	1,225,200,000	101.17 1,239,596,100	101.37 1,242,009,744	3.190000 2021/3/5	1.82%
18	GOLDMAN SACHS GROUP INC アメリカ	社債券	1,119,016,000	101.45 1,135,320,063	101.53 1,136,248,846	3.550000 2021/2/12	1.67%
19	CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 日本	社債券	1,061,471,000	100.10 1,062,638,618	100.68 1,068,720,846	2.362000 2021/5/28	1.57%
20	BP CAPITAL MARKETS PLC イギリス	社債券	980,160,000	101.15 991,451,443	101.12 991,186,800	3.497000 2020/11/9	1.45%
21	NATIONAL GRID NA INC アメリカ	社債券	984,870,000	100.14 986,248,818	100.11 986,041,995	2.375000 2020/9/30	1.45%
22	CHUGOKU ELECTRIC POWER 日本	社債券	973,927,000	100.04 974,375,006	100.03 974,258,135	2.701000 2020/3/16	1.43%
23	JOHN DEERE FINANCIALS IN カナダ	社債券	816,800,000	101.60 829,917,808	102.19 834,704,256	2.990000 2022/1/14	1.22%
24	JOHN DEERE CANADA FND IN カナダ	社債券	816,800,000	100.96 824,714,792	102.06 833,634,248	2.630000 2022/9/21	1.22%
25	CANADIAN IMPERIAL BANK カナダ	社債券	816,800,000	99.78 815,043,880	100.64 822,027,520	2.040000 2022/3/21	1.21%
26	RIOCAN REAL ESTATE INVST カナダ	社債券	816,800,000	99.97 816,628,472	100.12 817,829,168	2.185000 2020/8/26	1.20%

27	ENBRIDGE INC カナダ	社債券	816,800,000	100.49 820,834,992	100.05 817,216,568	4.530000 2020/3/9	1.20%
28	ABN AMRO BANK NV オランダ	社債券	719,400,000	104.57 752,276,580	104.04 748,499,730	5.250000 2021/3/17	1.10%
29	BRISBANE AIRPORT CORP LT オーストラリア	社債券	719,400,000	103.35 743,538,459	102.93 740,478,420	6.000000 2020/10/21	1.09%
30	TRANSCANADA PIPELINES カナダ	社債券	727,709,500	101.35 737,584,517	101.19 736,427,459	3.800000 2020/10/1	1.08%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	社債券	8.23
	小計		8.23
	外国	特殊債券	0.77
		社債券	65.77
	小計		66.54
合計(対純資産総額比)			74.77

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

(2020年2月28日現在)

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX先物 0203月	売建	78	1,265,550,000	1,169,610,000	2.36%
	シカゴ商品取引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202 003	売建	60	1,067,370,644	970,753,530	1.96%
	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTURE 2 02003	売建	67	825,266,904	797,224,692	1.61%
	EUREX取引所	DJ EURO STOXX 5 0 202003	売建	166	730,239,165	690,470,758	1.39%
	香港先物取引所	HANG SENG INDEX FUTURE 2 02003	売建	21	392,745,202	393,434,496	0.79%
	ICE-EU	FTSE 10 0 INDEX FUTURE 2 02003	売建	30	301,869,144	287,144,739	0.58%
債券先物 取引	シカゴ証券取引所	US 10YR T-NOTE F UTURE 20 2006	買建	240	3,493,676,362	3,501,623,212	7.07%
	シドニー先物取引所	AUSTRALIA 10 YEAR BOND F UTURE 20 2003	買建	188	2,008,246,315	2,018,857,675	4.08%
	ICE-EU	LONG GILT T FUTUR E 202006	買建	97	1,838,964,471	1,849,341,093	3.73%
	EUREX取引所	EURO-BUN D FUTURE (FGBL) 2 02003	買建	62	1,309,798,707	1,317,258,547	2.66%
		EURO-OA T FUTUR E 202003	買建	38	767,711,385	769,220,198	1.55%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2014年2月25日)	89,905,926	89,905,926	1.0101	1.0101
第2計算期間末 (2015年2月25日)	676,325,787	676,325,787	1.0311	1.0311
第3計算期間末 (2016年2月25日)	993,245,765	993,245,765	1.0112	1.0112
第4計算期間末 (2017年2月27日)	817,956,556	817,956,556	0.9975	0.9975
第5計算期間末 (2018年2月26日)	584,777,131	584,777,131	0.9958	0.9958
第6計算期間末 (2019年2月25日)	534,638,186	534,638,186	1.0013	1.0013
第7計算期間末 (2020年2月25日)	442,222,922	442,222,922	1.0274	1.0274
2019年2月末日	537,593,583	-	0.9993	-
3月末日	544,246,013	-	1.0144	-
4月末日	533,146,277	-	1.0111	-
5月末日	538,909,186	-	1.0123	-
6月末日	519,067,164	-	1.0211	-
7月末日	523,890,711	-	1.0250	-
8月末日	507,695,620	-	1.0243	-
9月末日	497,258,836	-	1.0242	-
10月末日	469,232,694	-	1.0227	-
11月末日	458,089,758	-	1.0245	-
12月末日	455,620,384	-	1.0229	-
2020年1月末日	442,903,304	-	1.0268	-
2月末日	440,748,779	-	1.0242	-

【分配の推移】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

【収益率の推移】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

	収益率(%)
第1計算期間	1.0
第2計算期間	2.1
第3計算期間	1.9
第4計算期間	1.4
第5計算期間	0.2
第6計算期間	0.6
第7計算期間	2.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

(4) 【設定及び解約の実績】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	89,009,480	0	89,009,480
第2計算期間	631,204,143	64,274,628	655,938,995
第3計算期間	537,503,269	211,205,461	982,236,803
第4計算期間	231,255,040	393,460,566	820,031,277
第5計算期間	57,561,489	290,363,184	587,229,582
第6計算期間	19,657,450	72,944,105	533,942,927
第7計算期間	43,386,796	146,901,529	430,428,194

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

3. 運用実績

2020年2月末現在

● 基準価額・純資産の推移



基準価額	10,242円
純資産総額	440百万円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

2016年 2月	0円
2017年 2月	0円
2018年 2月	0円
2019年 2月	0円
2020年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2013年はファンド設定時から年末まで、2020年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

● 組入比率

	比率
利回り追求部分*	91.5%
日本国債・短期資金等	66.0%
外国国債(為替ヘッジあり)	18.7%
国内社債・外国社債(為替ヘッジあり)	6.9%
リスク調整部分	8.5%
内外株式	6.2%
外国国債(為替ヘッジなし)	2.3%
合計	100.0%

※別途想定元本ベースでの金利スワップの組入れ:2.0%

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

3.運用実績

2020年2月末現在

●マザーファンドの組入上位銘柄

1. ニッセイ安定収益追求マザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第388回 利付国債(2年)	国債	27.9%
2	第403回 利付国債(2年)	国債	8.3%
3	オーストラリア国債	国債	2.0%
4	フランス国債	国債	1.8%
5	フランス国債	国債	0.5%

・比率は対純資産総額比です。

2. ニッセイクレジットキャリマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	トヨタ クレジット カナダ	社債	3.2%
2	ロジャース・コミュニケーションズ	社債	2.6%
3	ウェルズ・ファーゴ	社債	2.5%
4	バンク・オブ・アメリカ	社債	2.5%
5	カナディアン・ナチュラルリソース	社債	2.5%

・比率は対純資産総額比です。

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。なお、販売会社によっては、定期引出契約を締結できる場合があります。

申込単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額に申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。

手数料率は変更となる場合があります。

分配金再投資コースで収益分配金を再投資する場合、手数料はかかりません。

償還乗換優遇および換金乗換優遇を受けられる場合があります。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリマザーファンド」を購入する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 定期引出契約とは、分配金再投資コースにおいて、分配金を再投資せず、定期的に分配金を受取るための契約です。
3. 償還乗換優遇とは、償還金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の無料または割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
4. 換金乗換優遇とは、解約（買取）金の支払いを受けた販売会社で、取得申込みを行う場合に申込手数料の割引等の優遇を受けられることです。それらの措置は販売会社が独自に定めることができます。
5. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります。

換金方法

「解約請求」および「買取請求」の2つの方法があります。

換金単位

各販売会社が定める単位とします。

販売会社および販売会社の取扱コースによって異なります。

換金価額

< 解約請求の場合 >

解約価額：解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 買取請求の場合 >

買取価額：買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします（税法上の一定の要件を満たしている場合）。それ以外の場合は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して当該買取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を差引いた額とします。

換金方法および受益者によって課税上の取扱いが異なります。詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご確認ください。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリマザーファンド」を換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

支払開始日

解約請求受付日または買取請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。

3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
 コールセンター 0120-762-506
 (午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)
 ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額(「純資産総額」といいます)を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます)の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社
 コールセンター 0120-762-506
 (午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます)
 ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2013年7月16日から2028年2月25日までですが、委託会社は、信託期間終了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年2月26日から翌年2月25日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・ 受益権の口数が10億口を下回っている場合
 - ・ この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・ やむを得ない事情が発生したとき
 2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 4. 前記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
 6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等 」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
 9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。
- 約款の変更等
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等 」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあってはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知れている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2019年2月26日から2020年2月25日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ニッセイ安定収益追求ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 (2019年2月25日現在)	第7期 (2020年2月25日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	488,566	121,840
コール・ローン	54,802,890	18,756,968
親投資信託受益証券	483,701,589	426,148,850
流動資産合計	538,993,045	445,027,658
資産合計	538,993,045	445,027,658
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,233,213	90,694
未払受託者報酬	117,759	102,367
未払委託者報酬	2,974,465	2,586,122
その他未払費用	29,422	25,553
流動負債合計	4,354,859	2,804,736
負債合計	4,354,859	2,804,736
純資産の部		
元本等		
元本	533,942,927	430,428,194
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	695,259	11,794,728
純資産合計	534,638,186	442,222,922
負債純資産合計	538,993,045	445,027,658

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第6期 (自2018年2月27日 至2019年2月25日)	第7期 (自2019年2月26日 至2020年2月25日)
営業収益		
受取利息	604	833
有価証券売買等損益	9,179,279	19,165,578
営業収益合計	9,179,883	19,166,411
営業費用		
支払利息	45,022	30,128
受託者報酬	243,208	216,839
委託者報酬	6,143,098	5,477,467
その他費用	71,516	56,399
営業費用合計	6,502,844	5,780,833
営業利益又は営業損失()	2,677,039	13,385,578
経常利益又は経常損失()	2,677,039	13,385,578
当期純利益又は当期純損失()	2,677,039	13,385,578
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	322,299	2,572,070
期首剰余金又は期首欠損金()	2,452,451	695,259
剰余金増加額又は欠損金減少額	308,027	543,713
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	308,027	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	543,713
剰余金減少額又は欠損金増加額	159,655	257,752
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	257,752
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	159,655	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	695,259	11,794,728

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2019年2月25日現在	第7期 2020年2月25日現在
1 . 受益権総口数	533,942,927口	430,428,194口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0013円 (10,013円)	1.0274円 (10,274円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期 自2018年2月27日 至2019年2月25日	第7期 自2019年2月26日 至2020年2月25日
1 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,519,424円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(7,297,724円)及び分配準備積立金(1,536,249円)より分配対象収益は10,353,397円(1口当たり0.019390円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,452,542円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(172,665円)、収益調整金(6,907,933円)及び分配準備積立金(2,261,588円)より分配対象収益は11,794,728円(1口当たり0.027402円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自2018年2月27日 至2019年2月25日	第7期 自2019年2月26日 至2020年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期	第7期
	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期	第7期
	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	9,030,034	16,879,647
合計	9,030,034	16,879,647

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第6期	第7期
	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
期首元本額	587,229,582円	533,942,927円
期中追加設定元本額	19,657,450円	43,386,796円
期中一部解約元本額	72,944,105円	146,901,529円

(4)【附属明細表】(2020年2月25日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額又は口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ安定収益追求 マザーファンド	348,059,462	395,848,026	
	ニッセイクレジットキャリー マザーファンド	28,901,969	30,300,824	
親投資信託受益証券	合計	376,961,431	426,148,850	
合計		376,961,431	426,148,850	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（ニッセイ安定収益追求ファンド）は、「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」受益証券及び「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	79,861,447	576,577,114
金銭信託	117,662,840	104,904,501
コール・ローン	13,198,337,288	16,149,782,818
株式	7,454,577,150	8,126,720,359
国債証券	23,612,049,240	22,044,877,526
投資信託受益証券	64,451,272	64,472,536
派生商品評価勘定	397,995,252	548,170,553
未収入金	16,990,611	2,313,988,114
未収配当金	16,904,302	15,777,917
未収利息	45,660,078	33,556,347
前払金	13,370,000	-
前払費用	17,280,645	5,546,707
差入委託証拠金	2,605,558,273	2,857,667,420
流動資産合計	47,640,698,398	52,842,041,912
資産合計	47,640,698,398	52,842,041,912
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	210,907,337	19,815,140
前受金	-	2,295,000
未払金	4,342,751	3,122,651,085
未払解約金	446,061	404,301
未払利息	-	2,004
受入担保金	-	80,000,000
その他未払費用	11,547	25,284
流動負債合計	215,707,696	3,225,192,814
負債合計	215,707,696	3,225,192,814
純資産の部		
元本等		
元本	43,517,428,559	43,627,999,648
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,907,562,143	5,988,849,450
純資産合計	47,424,990,702	49,616,849,098
負債純資産合計	47,640,698,398	52,842,041,912

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日まで個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>スワップ取引 金融商品取引業者又は銀行等が提示する価額若しくは価格情報会社の提供する価額（但し、売気配相場は使用しない）で評価しております。適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
1. 受益権総口数	43,517,428,559口	43,627,999,648口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0898円 (10,898円)	1.1373円 (11,373円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年2月27日 至 2019年2月25日	自 2019年2月26日 至 2020年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引及び金利スワップ取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価、市場金利、為替相場及び金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	246,034,389	444,465,355
国債証券	611,411,443	222,764,153
投資信託受益証券	7,592,337	6,858,210
合計	372,969,391	674,087,718

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年2月25日 現在				2020年2月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	7,111,980,124	-	7,188,581,168	76,601,044	6,324,257,526	-	6,260,434,163	63,823,363
イギリス・ポンド	102,531,303	-	105,198,021	2,666,718	209,088,167	-	211,349,146	2,260,979
オーストラリア・ドル	1,771,919,734	-	1,798,248,306	26,328,572	1,601,034,679	-	1,562,036,642	38,998,037
ユーロ	4,959,089,573	-	5,005,681,839	46,592,266	3,913,161,465	-	3,880,063,471	33,097,994
香港・ドル	278,439,514	-	279,453,002	1,013,488	600,973,215	-	606,984,904	6,011,689
買 建	430,051,692	-	432,115,698	2,064,006	3,263,937,119	-	3,270,467,313	6,530,194
アメリカ・ドル	430,051,692	-	432,115,698	2,064,006	1,018,538,519	-	1,030,468,046	11,929,527
イギリス・ポンド	-	-	-	-	1,468,372,330	-	1,467,455,510	916,820
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	103,332,396	-	100,456,455	2,875,941
ユーロ	-	-	-	-	673,693,874	-	672,087,302	1,606,572
合計	7,542,031,816	-	7,620,696,866	74,537,038	9,588,194,645	-	9,530,901,476	70,353,557

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

金利関連

種類	2019年2月25日 現在				2020年2月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
スワップ取引								
受取固定・支払変動	1,318,000,000	1,318,000,000	1,370,780,449	52,780,449	1,008,000,000	1,008,000,000	1,102,371,443	94,371,443
合計	1,318,000,000	1,318,000,000	1,370,780,449	52,780,449	1,008,000,000	1,008,000,000	1,102,371,443	94,371,443

(注) 1. 時価の算定方法

金利スワップ取引の評価においては、価格情報会社から提示された計算日に知りうる直近の日の価額に基づいております。

なお、価格情報会社から提示された価額は、受取スワップ金利と支払スワップ金利の現在価値の差に基づく価額であるため、受取スワップ金利に係る既計上未収利息と支払スワップ金利に係る既計上未払利息を控除した額を時価としております。

2. 契約額等は想定元本額であり、この金額自体が市場リスクを示すものではありません。
3. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2019年2月25日 現在				2020年2月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
売 建	2,307,929,951	-	2,442,207,084	134,277,133	1,748,976,276	-	1,735,410,765	13,565,511
合計	2,307,929,951	-	2,442,207,084	134,277,133	1,748,976,276	-	1,735,410,765	13,565,511

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

種類	2019年2月25日 現在				2020年2月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	20,974,700,629	-	21,317,851,426	343,150,797	18,096,515,960	-	18,446,623,761	350,107,801
合計	20,974,700,629	-	21,317,851,426	343,150,797	18,096,515,960	-	18,446,623,761	350,107,801

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	35,452,996,740円	43,517,428,559円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	10,841,531,427円	5,388,066,186円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	2,777,099,608円	5,277,495,097円
元本の内訳		
ファンド名		
DCニッセイ安定収益追求ファンド	24,163,594,419円	27,156,733,584円
ニッセイ・リスクコントロール・プロファンド（適格機関投資家限定）	10,993,164,413円	9,272,948,579円
ニッセイ安定収益追求ファンド	416,358,588円	348,059,462円
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用）	7,944,311,139円	6,850,258,023円
計	43,517,428,559円	43,627,999,648円

附属明細表（2020年2月25日現在）

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大和ハウス工業	9,500	3,248.00	30,856,000	
	協和エクシオ	7,500	2,526.00	18,945,000	
	NECネットエスアイ	7,300	4,140.00	30,222,000	
	日本M&Aセンター	4,900	3,600.00	17,640,000	
	夢真ホールディングス	18,000	801.00	14,418,000	
	日清オイリオグループ	4,400	3,520.00	15,488,000	
	ローソン	4,600	6,070.00	27,922,000	
	エービーシー・マート	3,000	6,460.00	19,380,000	
	太陽化学	1,400	1,875.00	2,625,000	
	日本たばこ産業	17,400	2,217.50	38,584,500	

TO K A Iホールディングス	16,800	956.00	16,060,800	
セブン&アイ・ホールディングス	4,600	3,889.00	17,889,400	
帝人	10,900	1,915.00	20,873,500	
トーカロ	15,500	1,049.00	16,259,500	
日産化学	7,000	4,780.00	33,460,000	
三菱ケミカルホールディングス	35,300	773.50	27,304,550	
アイカ工業	10,000	3,290.00	32,900,000	
花王	3,700	8,126.00	30,066,200	
武田薬品工業	14,900	4,067.00	60,598,300	
第一三共	7,200	7,270.00	52,344,000	
大塚ホールディングス	6,800	4,288.00	29,158,400	
サカタインクス	14,400	1,059.00	15,249,600	
パーク24	7,300	2,431.00	17,746,300	
J X T Gホールディングス	33,200	464.70	15,428,040	
ブリヂストン	13,300	3,836.00	51,018,800	
A G C	6,700	3,325.00	22,277,500	
ニチアス	10,600	2,457.00	26,044,200	
丸一鋼管	5,000	2,753.00	13,765,000	
テクノプロ・ホールディングス	2,800	7,300.00	20,440,000	
アマダホールディングス	20,700	1,039.00	21,507,300	
日本郵政	14,700	985.90	14,492,730	
小松製作所	13,400	2,241.50	30,036,100	
日工	4,000	730.00	2,920,000	
フジテック	11,600	1,608.00	18,652,800	
ツバキ・ナカシマ	18,200	1,149.00	20,911,800	
日本精工	21,300	870.00	18,531,000	
日立製作所	5,900	4,020.00	23,718,000	
富士電機	6,600	3,200.00	21,120,000	
マブチモーター	7,100	3,995.00	28,364,500	
日東工業	7,400	2,025.00	14,985,000	
I D E C	10,600	1,748.00	18,528,800	
アズビル	11,600	2,861.00	33,187,600	
エスベック	8,000	2,066.00	16,528,000	
オーデリック	1,900	6,130.00	11,647,000	
デンソー	6,500	4,328.00	28,132,000	
カシオ計算機	10,100	2,032.00	20,523,200	
ローム	3,000	7,900.00	23,700,000	
村田製作所	7,100	6,138.00	43,579,800	
トヨタ自動車	15,200	7,574.00	115,124,800	
本田技研工業	6,800	2,935.00	19,958,000	
S U B A R U	11,100	2,845.00	31,579,500	
第一興商	4,000	4,620.00	18,480,000	
アズワン	2,200	8,530.00	18,766,000	
V Tホールディングス	54,400	400.00	21,760,000	
キヤノン	12,800	2,724.00	34,867,200	
ニホンフラッシュ	6,200	2,414.00	14,966,800	
バンダイナムコホールディングス	2,800	5,765.00	16,142,000	
バルカー	6,600	2,184.00	14,414,400	
伊藤忠商事	15,900	2,578.50	40,998,150	
東京エレクトロン	2,100	24,285.00	50,998,500	
三菱商事	7,000	2,798.50	19,589,500	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	76,900	556.30	42,779,470	
りそなホールディングス	40,900	430.00	17,587,000	

	三井住友フィナンシャルグループ	14,000	3,640.00	50,960,000	
	オリックス	23,100	1,859.00	42,942,900	
	M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	12,000	3,644.00	43,728,000	
	東京海上ホールディングス	9,600	6,121.00	58,761,600	
	イオンモール	16,000	1,761.00	28,176,000	
	西日本旅客鉄道	4,100	8,309.00	34,066,900	
	山九	4,500	4,855.00	21,847,500	
	日本航空	7,200	2,877.50	20,718,000	
	近鉄エクスプレス	12,300	1,785.00	21,955,500	
	コネクシオ	8,000	1,488.00	11,904,000	
	日本電信電話	29,200	2,734.50	79,847,400	
	K D D I	11,000	3,394.00	37,334,000	
	N T T ドコモ	19,300	3,094.00	59,714,200	
	東京瓦斯	10,500	2,336.50	24,533,250	
	メイテック	3,800	5,330.00	20,254,000	
日本円	小計	943,200		2,180,784,790	
アメリカ・ドル	3M CO	429	152.55	65,443.95	
	ABBOTT LABORATORIES	1,133	84.63	95,885.79	
	ABBVIE INC	875	93.14	81,497.50	
	ACCENTURE PLC	390	204.36	79,700.40	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	490	62.31	30,531.90	
	ADOBE INC	290	357.41	103,648.90	
	ADVANCED MICRO DEVICES INC	886	49.12	43,520.32	
	AFLAC INC	459	49.23	22,596.57	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	341	80.50	27,450.50	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	140	245.53	34,374.20	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	200	99.02	19,804.00	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	75	240.11	18,008.25	
	ALLEGHANY CORP	28	776.00	21,728.00	
	ALLERGAN PLC	214	198.17	42,408.38	
	ALLIANT ENERGY CORP	612	58.83	36,007.02	
	ALLSTATE CORP	269	120.54	32,425.26	
	ALPHABET INC-CL A	186	1,419.86	264,093.96	
	ALPHABET INC-CL C	195	1,421.59	277,210.05	
	ALTRIA GROUP INC	1,068	43.80	46,778.40	
	AMAZON.COM INC	265	2,009.29	532,461.85	
	AMCOR PLC	1,844	9.93	18,310.92	
	AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	366	100.04	36,614.64	
	AMERICAN EXPRESS CO	490	128.19	62,813.10	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	532	45.70	24,312.40	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	197	164.47	32,400.59	
	AMGEN INC	397	217.88	86,498.36	
	AMPHENOL CORP-CL A	334	97.67	32,621.78	
	ANALOG DEVICES INC	281	117.36	32,978.16	
	ANTHEM INC	148	277.50	41,070.00	
	AON PLC	175	223.30	39,077.50	
	APPLE INC	2,814	298.18	839,078.52	

APPLIED MATERIALS INC	621	61.08	37,930.68
APTIV PLC	263	83.98	22,086.74
ARAMARK	338	41.28	13,952.64
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	674	42.82	28,860.68
AT&T INC	4,531	38.05	172,404.55
ATMOS ENERGY CORP	260	116.22	30,217.20
AUTODESK INC	171	194.37	33,237.27
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	269	174.54	46,951.26
AUTOZONE INC	20	1,056.64	21,132.80
BALL CORP	365	76.37	27,875.05
BANK OF AMERICA CORP	5,469	32.73	179,000.37
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	524	43.13	22,600.12
BAXTER INTERNATIONAL INC	347	89.53	31,066.91
BECTON DICKINSON & CO	165	250.53	41,337.45
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	777	221.69	172,253.13
BEST BUY CO INC	269	85.50	22,999.50
BIOGEN INC	160	325.98	52,156.80
BLACKROCK INC	64	528.00	33,792.00
BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	450	58.56	26,352.00
BOEING CO	358	317.90	113,808.20
BOOKING HOLDINGS INC	25	1,792.54	44,813.50
BOSTON SCIENTIFIC CORP	961	41.08	39,477.88
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,481	63.97	94,739.57
BROADCOM INC	234	291.60	68,234.40
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	345	98.24	33,892.80
CARMAX INC	180	97.45	17,541.00
CATERPILLAR INC	328	132.17	43,351.76
CENTENE CORP	539	59.35	31,989.65
CERNER CORP	373	73.38	27,370.74
CHARLES SCHWAB CORP	758	43.80	33,200.40
CHARTER COMMUNICATIONS-CL A	100	528.70	52,870.00
CHEVRON CORP	1,166	104.71	122,091.86
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	24	885.00	21,240.00
CHUBB LTD	349	160.49	56,011.01
CHURCH & DWIGHT CO INC	225	75.51	16,989.75
CIGNA CORP	277	200.36	55,499.72
CISCO SYSTEMS INC	2,753	44.00	121,132.00
CITIGROUP INC	1,432	72.53	103,862.96
CLOROX CO	131	167.19	21,901.89
CME GROUP INC	202	209.30	42,278.60
CMS ENERGY CORP	841	68.25	57,398.25
COCA-COLA CO	2,444	58.65	143,340.60
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	369	67.42	24,877.98
COLGATE-PALMOLIVE CO	615	74.42	45,768.30
COMCAST CORP	2,947	44.60	131,436.20
CONOCOPHILLIPS	660	56.38	37,210.80
CONSTELLATION BRANDS INC-A	124	201.54	24,990.96

COPART INC	211	92.77	19,574.47	
CORNING INC	712	27.00	19,224.00	
CORTEVA INC	648	30.66	19,867.68	
COSTAR GROUP INC	40	706.94	28,277.60	
COSTCO WHOLESALE CORP	246	313.62	77,150.52	
CSX CORP	662	78.06	51,675.72	
CUMMINS INC	131	162.78	21,324.18	
CVS HEALTH CORP	761	67.92	51,687.12	
DANAHER CORP	366	156.82	57,396.12	
DEERE & CO	195	171.86	33,512.70	
DEXCOM INC	67	294.05	19,701.35	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	324	73.15	23,700.60	
DOLLAR GENERAL CORP	196	164.86	32,312.56	
DOLLAR TREE INC	185	91.04	16,842.40	
DOMINION ENERGY INC	457	89.80	41,038.60	
DOW INC	648	46.24	29,963.52	
DR HORTON INC	479	60.43	28,945.97	
DUKE ENERGY CORP	506	102.30	51,763.80	
DUPONT DE NEMOURS INC	452	50.45	22,803.40	
DXC TECHNOLOGY CO	439	28.15	12,357.85	
EATON CORP PLC	332	101.65	33,747.80	
EATON VANCE CORP	619	48.11	29,780.09	
EBAY INC	566	37.26	21,089.16	
ECOLAB INC	223	202.52	45,161.96	
EDISON INTERNATIONAL	287	76.32	21,903.84	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	143	226.29	32,359.47	
ELECTRONIC ARTS INC	211	107.03	22,583.33	
ELI LILLY & CO	608	138.15	83,995.20	
EMERSON ELECTRIC CO	437	69.19	30,236.03	
ENTERGY CORP	284	129.74	36,846.16	
EOG RESOURCES INC	627	69.91	43,833.57	
ESTEE LAUDER COS INC	165	198.78	32,798.70	
EXELON CORP	628	48.82	30,658.96	
EXPEDIA GROUP INC	186	112.31	20,889.66	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASHINGTON INC	334	72.97	24,371.98	
EXXON MOBIL CORP	2,481	56.36	139,829.16	
FACEBOOK INC-A	1,489	200.72	298,872.08	
FEDEX CORP	219	154.85	33,912.15	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	380	150.72	57,273.60	
FIFTH THIRD BANCORP	661	28.31	18,712.91	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	205	114.34	23,439.70	
FISERV INC	379	116.59	44,187.61	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	79	298.42	23,575.18	
FORD MOTOR CO	2,600	7.57	19,682.00	
FORTIVE CORP	295	72.55	21,402.25	
FOX CORP - CLASS A	555	34.69	19,252.95	
GARMIN LTD	223	95.36	21,265.28	
GARTNER INC	162	149.18	24,167.16	
GENERAL DYNAMICS CORP	183	184.61	33,783.63	
GENERAL ELECTRIC CO	6,271	11.86	74,374.06	
GENERAL MILLS INC	465	53.72	24,979.80	
GENERAL MOTORS CO	1,166	33.09	38,582.94	

GENUINE PARTS CO	237	95.72	22,685.64	
GILEAD SCIENCES INC	777	72.90	56,643.30	
GLOBAL PAYMENTS INC	199	200.42	39,883.58	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	185	224.54	41,539.90	
HALLIBURTON CO	1,323	19.83	26,235.09	
HCA HEALTHCARE INC	184	140.02	25,763.68	
HESS CORP	371	60.22	22,341.62	
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	1,592	13.71	21,826.32	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	241	104.02	25,068.82	
HOME DEPOT INC	702	239.70	168,269.40	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	458	175.27	80,273.66	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	16,400	5.23	85,772.00	
HP INC	1,194	22.10	26,387.40	
HUMANA INC	92	346.16	31,846.72	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,936	13.50	26,136.00	
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	100	234.84	23,484.00	
IAC/INTERACTIVECORP	85	221.57	18,833.45	
IDEXX LABORATORIES INC	120	269.81	32,377.20	
IHS MARKIT LTD	428	77.45	33,148.60	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	218	183.06	39,907.08	
ILLUMINA INC	105	281.12	29,517.60	
INCYTE CORP	143	78.87	11,278.41	
INGERSOLL-RAND PLC	207	142.08	29,410.56	
INTEL CORP	2,796	61.76	172,680.96	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	319	93.85	29,938.15	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	581	146.43	85,075.83	
INTERNATIONAL PAPER CO	553	41.35	22,866.55	
INTUIT INC	203	286.43	58,145.29	
INTUITIVE SURGICAL INC	77	580.17	44,673.09	
IQVIA HOLDINGS INC	165	158.08	26,083.20	
JOHNSON & JOHNSON	1,607	145.91	234,477.37	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	587	41.63	24,436.81	
JPMORGAN CHASE & CO	1,934	132.16	255,597.44	
KEYCORP	1,448	18.98	27,483.04	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	177	90.89	16,087.53	
KIMBERLY-CLARK CORP	234	140.12	32,788.08	
KINDER MORGAN INC	1,284	21.77	27,952.68	
KLA CORPORATION	113	153.73	17,371.49	
KRAFT HEINZ CO/THE	607	26.63	16,164.41	
KROGER CO	643	30.27	19,463.61	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	226	219.06	49,507.56	
LAM RESEARCH CORP	95	300.46	28,543.70	
LAS VEGAS SANDS CORP	276	62.21	17,169.96	
LENNAR CORP-CL A	276	69.16	19,088.16	
LINDE PLC	348	210.55	73,271.40	
LOWE'S COS INC	453	122.91	55,678.23	

LULULEMON ATHLETICA INC	121	246.21	29,791.41	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	252	79.65	20,071.80	
MARATHON PETROLEUM CORP	467	55.87	26,091.29	
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	210	134.83	28,314.30	
MARSH & MCLENNAN COS INC	464	113.33	52,585.12	
MASTERCARD INC-CLASS A	567	324.67	184,087.89	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	115	160.99	18,513.85	
MCDONALD'S CORP	489	213.52	104,411.28	
MCKESSON CORP	146	165.56	24,171.76	
MEDTRONIC PLC	825	111.35	91,863.75	
MERCADOLIBRE INC	44	673.46	29,632.24	
MERCK & CO INC	1,630	81.33	132,567.90	
METLIFE INC	487	49.38	24,048.06	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	29	726.58	21,070.82	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	219	100.13	21,928.47	
MICRON TECHNOLOGY INC	719	55.01	39,552.19	
MICROSOFT CORP	4,433	170.89	757,555.37	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,066	57.74	61,550.84	
MONSTER BEVERAGE CORP	340	68.19	23,184.60	
MOODY'S CORP	134	266.26	35,678.84	
MORGAN STANLEY	809	49.68	40,191.12	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	142	181.80	25,815.60	
MSCI INC	80	303.53	24,282.40	
NETAPP INC	292	50.10	14,629.20	
NETFLIX INC	286	368.70	105,448.20	
NEWMONT CORP	711	50.26	35,734.86	
NEXTERA ENERGY INC	295	273.94	80,812.30	
NIKE INC	877	95.91	84,113.07	
NISOURCE INC	824	29.25	24,102.00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	195	203.00	39,585.00	
NORTHERN TRUST CORP	216	96.53	20,850.48	
NORTHROP GRUMMAN CORP	147	359.39	52,830.33	
NUCOR CORP	489	47.29	23,124.81	
NVIDIA CORP	353	273.28	96,467.84	
NXP SEMICONDUCTORS NV	784	124.04	97,247.36	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	56	387.77	21,715.12	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	925	39.48	36,519.00	
OMNICOM GROUP	277	76.24	21,118.48	
ONEOK INC	300	75.07	22,521.00	
ORACLE CORP	1,504	52.65	79,185.60	
PACCAR INC	330	72.73	24,000.90	
PALO ALTO NETWORKS INC	113	237.33	26,818.29	
PARKER HANNIFIN CORP	148	203.11	30,060.28	
PAYCHEX INC	342	87.21	29,825.82	
PAYPAL HOLDINGS INC	780	116.44	90,823.20	
PEPSICO INC	846	142.64	120,673.44	
PFIZER INC	3,550	34.67	123,078.50	

PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,025	85.57	87,709.25	
PHILLIPS 66	284	86.56	24,583.04	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	180	135.97	24,474.60	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	228	148.81	33,928.68	
PPG INDUSTRIES INC	204	115.27	23,515.08	
PROCTER & GAMBLE CO	1,538	123.30	189,635.40	
PROGRESSIVE CORP	554	80.97	44,857.38	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	301	87.83	26,436.83	
QUALCOMM INC	853	83.32	71,071.96	
QUEST DIAGNOSTICS	172	112.34	19,322.48	
RAYTHEON CO	190	216.05	41,049.50	
REGENERON PHARMACEUTICALS	77	425.38	32,754.26	
REGIONS FINANCIAL CORP	1,624	15.73	25,545.52	
RESMED INC	167	169.83	28,361.61	
ROCKWELL AUTOMATION INC	152	202.76	30,819.52	
ROKU INC	100	116.99	11,699.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	86	375.02	32,251.72	
ROSS STORES INC	271	121.62	32,959.02	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	220	96.61	21,254.20	
S&P GLOBAL INC	156	290.90	45,380.40	
SALESFORCE.COM INC	565	185.94	105,056.10	
SCHLUMBERGER LTD	1,496	30.93	46,271.28	
SEMPRA ENERGY	191	154.16	29,444.56	
SERVICENOW INC	141	333.56	47,031.96	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	58	567.10	32,891.80	
SOUTHERN CO	629	67.80	42,646.20	
SPLUNK INC	131	160.05	20,966.55	
SQUARE INC - A	284	80.21	22,779.64	
STANLEY BLACK & DECKER INC	174	151.08	26,287.92	
STARBUCKS CORP	855	84.52	72,264.60	
STATE STREET CORP	365	74.01	27,013.65	
STRYKER CORP	263	215.55	56,689.65	
SYNCHRONY FINANCIAL	816	32.25	26,316.00	
SYNOPSIS INC	270	145.94	39,403.80	
SYSCO CORP	333	75.54	25,154.82	
T ROWE PRICE GROUP INC	190	131.75	25,032.50	
T-MOBILE US INC	237	96.37	22,839.69	
TARGET CORP	300	113.78	34,134.00	
TE CONNECTIVITY LTD	277	88.09	24,400.93	
TESLA, INC.	105	833.79	87,547.95	
TEXAS INSTRUMENTS INC	619	121.44	75,171.36	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	233	323.15	75,293.95	
TIFFANY & CO	144	133.96	19,290.24	
TJX COS INC	795	61.75	49,091.25	
TRANSDIGM GROUP INC	46	601.45	27,666.70	
TRAVELERS COS INC/THE	187	134.12	25,080.44	
TRUIST FINANCIAL CORP	1,205	53.77	64,792.85	
TWITTER INC	747	35.89	26,809.83	
TYSON FOODS INC-CL A	242	75.59	18,292.78	

UNION PACIFIC CORP	416	176.80	73,548.80	
UNITED PARCEL SERVICE INC	419	98.49	41,267.31	
UNITED TECHNOLOGIES CORP	476	146.58	69,772.08	
UNITEDHEALTH GROUP INC	586	277.79	162,784.94	
US BANCORP	1,054	53.08	55,946.32	
VALERO ENERGY CORP	298	78.10	23,273.80	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	113	154.02	17,404.26	
VERISIGN INC	150	200.41	30,061.50	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,524	57.99	146,366.76	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	227	237.01	53,801.27	
VF CORP	355	81.83	29,049.65	
VIACOMCBS INC	529	26.93	14,245.97	
VISA INC-CLASS A SHARES	1,072	198.79	213,102.88	
VULCAN MATERIALS CO	163	130.22	21,225.86	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	521	49.03	25,544.63	
WALMART INC	888	116.32	103,292.16	
WALT DISNEY CO	1,131	133.01	150,434.31	
WASTE CONNECTIONS INC	490	101.97	49,965.30	
WASTE MANAGEMENT INC	417	123.99	51,703.83	
WATERS CORP	97	210.07	20,376.79	
WEC ENERGY GROUP INC	513	101.82	52,233.66	
WELLS FARGO & CO	2,669	46.39	123,814.91	
WILLIAMS COS INC	1,026	20.40	20,930.40	
WORKDAY INC-CLASS A	165	177.10	29,222.32	
XILINX INC	205	85.18	17,461.90	
XYLEM INC	221	86.43	19,101.03	
YUM! BRANDS INC	330	100.25	33,082.50	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	164	154.33	25,310.12	
ZOETIS INC	340	138.39	47,052.60	
アメリカ・ドル 小計	191,855		17,007,618.49 (1,886,314,967)	
イギリス・ポンド				
ANGLO AMERICAN PLC	3,520	19.42	68,386.56	
ASTRAZENECA PLC	2,537	74.46	188,905.02	
AVIVA PLC	15,613	3.89	60,812.63	
BAE SYSTEMS PLC	9,507	6.59	62,708.17	
BARCLAYS PLC	38,598	1.70	65,616.60	
BHP GROUP PLC	4,250	15.69	66,716.50	
BP PLC	36,799	4.38	161,253.21	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4,549	32.36	147,228.38	
BT GROUP PLC	26,745	1.51	40,438.44	
COMPASS GROUP PLC	3,876	18.90	73,275.78	
CRODA INTERNATIONAL PLC	1,196	49.20	58,843.20	
DIAGEO PLC	4,812	30.12	144,937.44	
EXPERIAN PLC	3,420	27.76	94,939.20	
GLAXOSMITHKLINE PLC	9,248	16.29	150,723.90	
GLENCORE PLC	25,885	2.11	54,746.77	
HSBC HOLDINGS PLC	32,911	5.50	181,273.78	
IMPERIAL BRANDS PLC	2,798	17.01	47,605.17	

	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,119	47.41	53,051.79	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	25,373	3.00	76,321.98	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	137,821	0.53	73,182.95	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	890	83.00	73,870.00	
	MONDI PLC/WI	3,085	16.36	50,470.60	
	NATIONAL GRID PLC	8,674	10.44	90,608.60	
	PRUDENTIAL PLC	6,078	14.20	86,337.99	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	1,544	62.47	96,453.68	
	RELX PLC	5,302	20.04	106,252.08	
	RIO TINTO PLC	2,517	39.65	99,811.63	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	7,035	6.28	44,207.94	
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	13,961	18.22	254,369.42	
	RSA INSURANCE GROUP PLC	11,449	5.47	62,648.92	
	SMITH & NEPHEW PLC	3,130	18.90	59,157.00	
	SSE PLC	3,921	16.55	64,912.15	
	STANDARD CHARTERED PLC	8,156	6.06	49,474.29	
	TESCO PLC	25,688	2.49	64,040.18	
	UNILEVER PLC	2,036	44.83	91,273.88	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	5,354	10.32	55,253.28	
	VODAFONE GROUP PLC	59,916	1.50	90,233.49	
	イギリス・ボンド 小計	559,313		3,310,342.60 (474,405,198)	
オーストラリア・ドル	AGL ENERGY LTD	7,829	20.90	163,626.10	
	AMP LTD	74,095	1.96	145,596.67	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	8,165	36.58	298,675.70	
	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP	39,128	26.83	1,049,804.24	
	BHP GROUP LIMITED	38,170	37.09	1,415,725.30	
	BRAMBLES LTD	22,711	12.77	290,019.47	
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	9,282	34.47	319,950.54	
	CIMIC GROUP LIMITED	5,897	27.14	160,044.58	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	29,798	12.75	379,924.50	
	COCHLEAR LTD	1,091	224.51	244,940.41	
	COLES GROUP LTD	17,065	15.65	267,067.25	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	22,575	87.99	1,986,374.25	
	CROWN RESORTS LTD	20,361	11.03	224,581.83	
	CSL LIMITED	5,945	325.46	1,934,859.70	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	22,658	11.00	249,238.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	14,595	29.73	433,909.35	
	MACQUARIE GROUP LTD	3,957	145.69	576,495.33	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	38,628	27.11	1,047,205.08	
	NEWCREST MINING LIMITED	13,556	30.17	408,984.52	

	ORICA LTD	10,964	21.42	234,848.88	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	23,170	7.53	174,470.10	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	25,577	14.79	378,283.83	
	RIO TINTO LTD	4,810	95.26	458,200.60	
	SANTOS LTD	24,057	7.66	184,276.62	
	SOUTH32 LTD	61,319	2.47	151,457.93	
	TELSTRA CORP LTD	102,883	3.71	381,695.93	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	18,456	11.63	214,643.28	
	WESFARMERS LIMITED	16,694	44.13	736,706.22	
	WESTPAC BANKING CORP	45,223	25.50	1,153,186.50	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	13,203	31.08	410,349.24	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	23,941	42.65	1,021,083.65	
	オーストラリア・ドル 小計	765,803		17,096,225.60 (1,253,153,336)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	718	43.74	31,405.32	
	BANK OF MONTREAL	431	99.47	42,871.57	
	BANK OF NOVA SCOTIA	626	73.15	45,791.90	
	BARRICK GOLD CORP	1,895	29.30	55,523.50	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT INC	758	87.28	66,158.24	
	CAE INC	862	39.11	33,712.82	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	325	107.50	34,937.50	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	469	122.25	57,335.25	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	943	38.00	35,834.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	127	350.37	44,496.99	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	23	1,406.18	32,342.14	
	ENBRIDGE INC	1,260	54.22	68,317.20	
	FORTIS INC	841	58.46	49,164.86	
	FRANCO-NEVADA CORP	368	159.84	58,821.12	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,332	23.90	31,834.80	
	NATIONAL BANK OF CANADA	727	74.18	53,928.86	
	NUTRIEN LTD	541	55.83	30,204.03	
	PEMBINA PIPELINE CORP	650	52.37	34,040.50	
	POWER CORP OF CANADA	900	33.40	30,060.00	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	256	85.49	21,885.44	
	ROYAL BANK OF CANADA	591	108.32	64,017.12	
	SHOPIFY INC - CLASS A	95	652.99	62,034.05	
SUN LIFE FINANCIAL INC	604	63.60	38,414.40		
SUNCOR ENERGY INC	1,174	39.04	45,832.96		
TC ENERGY CORP	649	75.16	48,778.84		
TORONTO-DOMINION BANK	892	74.81	66,730.52		
	カナダ・ドル 小計	18,057		1,184,473.93 (98,820,660)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND LTD	119,300	3.67	437,831.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	21,200	24.85	526,820.00	
	KEPPEL CORP LTD	28,000	6.65	186,200.00	

	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	38,900	10.92	424,788.00	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	20,600	8.48	174,688.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	123,200	3.10	381,920.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	19,900	25.28	503,072.00	
シンガポール・ドル 小計		371,100		2,635,319.00 (209,138,915)	
スイス・フラン	ABB LTD	4,734	22.39	105,994.26	
	ALCON INC	1,313	59.87	78,609.31	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	89,400.00	89,400.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	1,567	70.10	109,846.70	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	8,342	12.71	106,026.82	
	GEBERIT AG-REG	196	515.00	100,940.00	
	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	1,718	46.51	79,904.18	
	LONZA GROUP AG	270	408.50	110,295.00	
	NESTLE SA	5,474	105.84	579,368.16	
	NOVARTIS AG	4,113	91.29	375,475.77	
	ROCHE HOLDING AG	1,311	334.75	438,857.25	
	SWATCH GROUP AG	252	235.40	59,320.80	
	SWISS PRIME SITE-REG	809	123.20	99,668.80	
	SWISS RE AG	945	100.45	94,925.25	
	UBS GROUP AG	8,663	12.06	104,519.09	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	360	413.30	148,788.00		
スイス・フラン 小計		40,068		2,681,939.39 (303,622,358)	
スウェーデン・ クローナ	ASSA ABLOY AB	3,770	234.80	885,196.00	
	ATLAS COPCO AB	3,251	296.80	964,896.80	
	HEXAGON AB-B SHS	994	545.00	541,730.00	
	NORDEA BANK ABP	11,092	83.26	923,519.92	
	SANDVIK AB	4,346	167.60	728,389.60	
	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON	8,905	83.56	744,101.80	
	VOLVO AB	5,115	162.25	829,908.75	
スウェーデン・クローナ 小計		37,473		5,617,742.87 (63,986,091)	
デンマーク・ク ローネ	CARLSBERG AS-B	677	968.00	655,336.00	
	DSV PANALPINA A/S	791	722.60	571,576.60	
	NOVO-NORDISK A/S	3,835	426.20	1,634,477.00	
	ORSTED A/S	627	735.60	461,221.20	
	TRYGVESTA AS	2,969	201.00	596,769.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	614	688.00	422,432.00	
デンマーク・クローネ 小計		9,513		4,341,811.80 (69,903,169)	
ニュージーラン ド・ドル	A2 MILK CO LTD	11,846	15.63	185,152.98	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	11,560	25.92	299,635.20	
	MERIDIAN ENERGY LTD	41,136	5.38	221,311.68	
ニュージーランド・ドル 小計		64,542		706,099.86 (49,674,125)	

ノルウェー・クローネ	MOWI ASA	2,703	217.60	588,172.80	
	TELENOR ASA	2,782	157.90	439,277.80	
ノルウェー・クローネ 小計		5,485		1,027,450.60 (12,175,290)	
ユーロ	ADIDAS AG	413	265.05	109,465.65	
	AIR LIQUIDE	1,122	133.75	150,067.50	
	AIRBUS SE	1,261	124.38	156,843.18	
	AKZO NOBEL NV	1,125	81.00	91,125.00	
	ALLIANZ SE	767	222.75	170,849.25	
	AMADEUS IT GROUP SA	1,232	67.14	82,716.48	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	1,596	64.08	102,271.68	
	ASML HOLDING NV	881	270.65	238,442.65	
	AXA	4,234	23.34	98,842.73	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	16,575	4.91	81,416.40	
	BANCO SANTANDER SA	33,799	3.62	122,352.38	
	BASF SE	1,858	58.73	109,120.34	
	BAYER AG	1,865	70.50	131,482.50	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,062	61.44	65,249.28	
	BNP PARIBAS	2,311	51.20	118,323.20	
	BRENTTAG AG	1,472	46.33	68,197.76	
	CAIXABANK	22,949	2.61	60,080.48	
	CAPGEMINI SA	588	110.45	64,944.60	
	CIE DE SAINT-GOBAIN	1,901	34.65	65,869.65	
	CONTINENTAL AG	540	107.48	58,039.20	
	CRH PLC	2,411	33.37	80,455.07	
	DAIMLER AG	2,271	39.72	90,215.47	
	DANONE	1,579	67.54	106,645.66	
	DASSAULT SYSTEMES SA	440	150.60	66,264.00	
	DEUTSCHE BANK AG	7,614	8.94	68,069.16	
	DEUTSCHE BOERSE AG	599	152.85	91,557.15	
	DEUTSCHE POST AG	2,598	30.36	78,888.27	
	DEUTSCHE TELEKOM AG	7,038	16.16	113,734.08	
	E.ON SE	7,620	11.17	85,115.40	
	ELISA OYJ	1,218	57.00	69,426.00	
	ENEL SPA	16,917	8.03	135,843.51	
	ENGIE	4,595	16.09	73,956.52	
	ENI-ENTE NAZIONALE IDROCARBURI SPA	5,364	12.16	65,269.15	
	ESSILORLUXOTTICA	714	133.70	95,461.80	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	1,267	47.64	60,366.21	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,068	87.98	93,962.64	
	HENKEL AG & CO KGAA	732	80.75	59,109.00	
	IBERDROLA SA	12,140	10.93	132,690.20	
	INDITEX SA	2,513	29.62	74,435.06	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	4,110	20.14	82,775.40	
	ING GROEP NV-CVA	10,782	9.51	102,536.82	
	INTESA SANPAOLO	48,796	2.37	115,939.29	
	KERING	185	535.10	98,993.50	
	KERRY GROUP PLC-A	628	123.00	77,244.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	3,970	22.90	90,913.00	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	2,411	42.86	103,347.51	
	L'OREAL SA	455	256.00	116,480.00	

	LEGRAND SA	1,438	75.40	108,425.20	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	566	385.65	218,277.90	
	MICHELIN (C.G.D.E.)	683	104.40	71,305.20	
	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	280	247.90	69,412.00	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	426	263.20	112,123.20	
	NOKIA OYJ	18,566	3.69	68,675.63	
	ORANGE S.A.	5,739	13.23	75,926.97	
	PERNOD-RICARD	587	159.35	93,538.45	
	PUBLICIS GROUPE	1,694	39.34	66,641.96	
	REPSOL SA	4,752	11.31	53,768.88	
	SAFRAN SA	820	137.00	112,340.00	
	SANOFI	2,225	91.57	203,743.25	
	SAP SE	1,938	121.24	234,963.12	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,249	98.58	123,126.42	
	SIEMENS AG	1,445	100.90	145,800.50	
	SOCIETE GENERALE	2,404	29.94	71,975.76	
	TELEFONICA SA	13,593	5.99	81,517.22	
	TERNA SPA	14,868	6.37	94,768.63	
	TOTAL SA	4,085	42.16	172,244.02	
	UNICREDIT SPA	7,765	12.64	98,149.60	
	UNILEVER NV	2,702	52.34	141,422.68	
	UPM-KYMMENE OYJ	2,290	29.46	67,463.40	
	VINCI SA	1,268	100.60	127,560.80	
	VIVENDI SA	3,154	24.90	78,534.60	
	VOLKSWAGEN AG	418	157.00	65,626.00	
	VONOVIA SE	1,267	53.20	67,404.40	
	WOLTERS KLUWER NV	1,735	68.10	118,153.50	
	ユーロ 小計	345,543		7,518,283.07 (904,675,002)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	142,000	77.35	10,983,700.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	44,000	27.00	1,188,000.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	32,000	49.60	1,587,200.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	33,000	68.75	2,268,750.00	
	CLP HOLDINGS LTD	41,500	81.80	3,394,700.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	31,000	53.90	1,670,900.00	
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	56,000	17.94	1,004,640.00	
	HANG SENG BANK LTD	13,000	161.50	2,099,500.00	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	55,510	35.80	1,987,258.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	138,500	15.00	2,077,500.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	14,600	260.80	3,807,680.00	
	MTR CORP	51,500	43.90	2,260,850.00	
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	33,500	57.35	1,921,225.00	
	SANDS CHINA LTD	34,400	38.10	1,310,640.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	24,500	111.10	2,721,950.00	
	SWIRE PACIFIC LTD	27,500	71.40	1,963,500.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	33,000	40.20	1,326,600.00	
	香港・ドル 小計	805,510		43,574,593.00	

			(620,066,458)	
合計	4,157,462		8,126,720,359	
			(5,945,935,569)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
国債証券	日本円	第388回 利付国債 (2年)	13,821,100,000	13,829,708,083	
		第403回 利付国債 (2年)	4,069,600,000	4,086,773,712	
	日本円 小計		17,890,700,000	17,916,481,795	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.75 2037/04/21	18,873,000.00	26,301,790.26	
	オーストラリア・ドル 小計		18,873,000.00	26,301,790.26 (1,927,921,226)	
	ユーロ	FRANCE (GOVT OF) 0.75 2028/05/25	12,930,000.00	14,114,258.70	
		FRANCE (GOVT OF) 1.25 2034/05/25	3,540,000.00	4,172,739.60	
ユーロ 小計		16,470,000.00	18,286,998.30 (2,200,474,505)		
国債証券 合計				22,044,877,526 (4,128,395,731)	
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	5,919.00	581,304.99	
	アメリカ・ドル 小計		5,919.00	581,304.99 (64,472,536)	
投資信託受益証券 合計				64,472,536 (64,472,536)	
合計				22,109,350,062 (4,192,868,267)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式 301銘柄	3.80%	-%	-%	6.45%
	投資信託受益証券 1銘柄	-%	-%	0.13%	
イギリス・ポンド	株式 37銘柄	0.96%	-%	-%	1.57%
オーストラリア・ドル	株式 31銘柄	2.53%	-%	-%	10.52%
	国債証券 1銘柄	-%	3.89%	-%	
カナダ・ドル	株式 26銘柄	0.20%	-%	-%	0.33%
シンガポール・ドル	株式 7銘柄	0.42%	-%	-%	0.69%
スイス・フラン	株式 16銘柄	0.61%	-%	-%	1.00%
スウェーデン・クローナ	株式 7銘柄	0.13%	-%	-%	0.21%
デンマーク・クローネ	株式 6銘柄	0.14%	-%	-%	0.23%
ニュージーランド・ドル	株式 3銘柄	0.10%	-%	-%	0.16%
ノルウェー・クローネ	株式 2銘柄	0.02%	-%	-%	0.04%
	国債証券 2銘柄	-%	4.43%	-%	
ユーロ	株式 74銘柄	1.82%	-%	-%	10.27%
国債証券 2銘柄	-%	4.43%	-%		
香港・ドル	株式 17銘柄	1.25%	-%	-%	2.05%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイクレジットキャリア マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
資産の部		
流動資産		
預金	2,186,066,739	60,256,119
金銭信託	130,020,905	95,462,490
コール・ローン	14,584,551,581	14,696,209,100
地方債証券	2,101,536,480	-
特殊債券	319,551,725	536,491,290
社債券	51,005,552,432	53,266,786,536
派生商品評価勘定	2,779,989	57,999,570
未収入金	3,205,826	-
未収利息	448,262,409	546,366,450
前払費用	57,149,939	55,483,048
流動資産合計	70,838,678,025	69,315,054,603
資産合計	70,838,678,025	69,315,054,603
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	642,419,697	1,119,028,627
未払金	2,280,224,917	-
未払解約金	621,843	644,279
その他未払費用	12,552	13,834
流動負債合計	2,923,279,009	1,119,686,740
負債合計	2,923,279,009	1,119,686,740
純資産の部		
元本等		
元本	65,530,176,683	65,046,841,087
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2,385,222,333	3,148,526,776
純資産合計	67,915,399,016	68,195,367,863
負債純資産合計	70,838,678,025	69,315,054,603

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
1. 受益権総口数	65,530,176,683口	65,046,841,087口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0364円 (10,364円)	1.0484円 (10,484円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年2月27日 至 2019年2月25日	自 2019年2月26日 至 2020年2月25日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
地方債証券	1,725,952	-
特殊債券	1,681,584	266,959
社債券	209,425,349	131,616,455
合計	212,832,885	131,883,414

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年2月25日 現在				2020年2月25日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	55,050,906,503	-	55,693,326,200	642,419,697	60,593,374,839	-	61,710,330,565	1,116,955,726
アメリカ・ドル	49,017,817,321	-	49,517,972,753	500,155,432	13,057,376,682	-	13,364,216,020	306,839,338
オーストラリア・ドル	6,033,089,182	-	6,175,353,447	142,264,265	12,368,898,881	-	12,484,493,141	115,594,260
カナダ・ドル	-	-	-	-	35,167,099,276	-	35,861,621,404	694,522,128
買 建	1,423,186,011	-	1,425,966,000	2,779,989	7,559,406,506	-	7,615,333,175	55,926,669
アメリカ・ドル	1,423,186,011	-	1,425,966,000	2,779,989	2,143,237,431	-	2,166,208,938	22,971,507
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	1,042,870,071	-	1,040,833,173	2,036,898
カナダ・ドル	-	-	-	-	4,373,299,004	-	4,408,291,064	34,992,060
合計	56,474,092,514	-	57,119,292,200	639,639,708	68,152,781,345	-	69,325,663,740	1,061,029,057

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年2月25日現在	2020年2月25日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	51,026,585,540円	65,530,176,683円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	18,062,205,850円	239,391,526円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	3,558,614,707円	722,727,122円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイクレジットキャリーファンド(適格機関投資家限定)	1,923,632,684円	1,923,632,684円
ニッセイクレジットキャリーファンドアロケーション専用(適格機関投資家限定)	15,582,713,837円	15,582,713,837円
ニッセイリスク抑制型バランスDB(適格機関投資家限定)	7,476,386,593円	7,476,386,593円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド(一般投資家私募)	2,073,014,287円	2,073,014,287円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	487,432,101円	487,432,101円
DCニッセイ安定収益追求ファンド	1,415,963,486円	1,415,963,486円
ニッセイ・リスクコントロール・プロファンド(適格機関投資家限定)	840,850,202円	840,850,202円
ニッセイ安定収益追求ファンド	28,901,969円	28,901,969円
ニッセイリスク抑制型バランスファンドS(適格機関投資家限定)	5,267,230,476円	5,267,230,476円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	4,357,629,004円	4,357,629,004円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家限定)	240,791,267円	240,791,267円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンド(適格機関投資家限定)	11,527,054,004円	11,390,299,394円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンドDB(適格機関投資家限定)	5,433,613,955円	5,109,402,376円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンド(一般投資家私募)	654,139,479円	839,943,738円
ニッセイインカム追求・ローリスクバランスファンド(適格機関投資家限定)	7,722,033,562円	7,585,309,256円
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家専用)	498,789,777円	427,340,417円
計	65,530,176,683円	65,046,841,087円

附属明細表(2020年2月25日現在)

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
特殊債券	オーストラリア・ドル	GPT WHL OFFICE FD NO1 4 2022/05/18	2,000,000.00	2,087,960.00	
		TELSTRA CORP LTD 2.9 2021/04/19	4,000,000.00	4,077,080.00	
		TELSTRA CORP LTD 4 2022/09/16	1,080,000.00	1,154,077.20	
	オーストラリア・ドル	小計	7,080,000.00	7,319,117.20 (536,491,291)	
特殊債券	合計			536,491,290 (536,491,290)	

社債券	アメリカ・ドル	AOZORA BANK 2.55 2022/09/09	3,000,000.00	3,039,660.00	
		AOZORA BANK 2.75 2020/03/09	15,000,000.00	15,008,100.00	
		BMW US CAPITAL LLC 1.85 2021/09/15	1,500,000.00	1,504,485.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO 4.75 2021/07/15	1,000,000.00	1,042,330.00	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.091 2021/09/14	750,000.00	752,017.50	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.293 2021/04/23	4,060,000.00	4,077,336.20	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.362 2021/05/28	9,700,000.00	9,750,925.00	
		CHUGOKU ELECTRIC POWER 2.701 2020/03/16	8,900,000.00	8,903,827.00	
		DAIMLER FINANCE NA LLC 2.2 2020/05/05	1,000,000.00	1,000,870.00	
		DAIMLER FINANCE NA LLC 3 2021/02/22	5,000,000.00	5,063,950.00	
		HARLEY-DAVIDSON FINL SER 2.85 2021/01/15	5,000,000.00	5,041,950.00	
		HARLEY-DAVIDSON FINL SER 3.55 2021/05/21	1,000,000.00	1,021,450.00	
		JAPAN TOBACCO INC 2 2021/04/13	1,050,000.00	1,052,247.00	
		LLOYDS BANKING GROUP PLC 3.1 2021/07/06	6,000,000.00	6,108,840.00	
		MACQUARIE GROUP LTD 6.25 2021/01/14	3,000,000.00	3,117,150.00	
		MARRIOTT INTERNATIONAL 3.375 2020/10/15	2,000,000.00	2,012,860.00	
		mitsubishi UFJ LEASE&FIN 2.25 2021/09/07	1,610,000.00	1,617,647.50	
		mitsubishi UFJ LEASE&FIN 2.75 2020/10/21	350,000.00	351,708.00	
		NATIONAL GRID NA INC 2.375 2020/09/30	9,000,000.00	9,008,190.00	
		NOMURA HOLDINGS INC 6.7 2020/03/04	300,000.00	300,339.00	
		ORIX CORP 2.65 2021/04/13	5,700,000.00	5,749,020.00	
		SMBC AVIATION CAPITAL FI 2.65 2021/07/15	5,080,000.00	5,138,775.60	
		TRANSCANADA PIPELINES 3.8 2020/10/01	6,650,000.00	6,720,623.00	
		WOOLWORTHS GROUP LTD 4.55 2021/04/12	3,000,000.00	3,085,650.00	
アメリカ・ドル 小計		99,650,000.00	100,469,950.80 (11,143,122,243)		
社債券	オーストラリア・ドル	ABN AMRO BANK NV 5.25 2021/03/17	10,000,000.00	10,401,600.00	
		AGL ENERGY LTD 5 2021/11/05	9,200,000.00	9,580,604.00	

	ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 3.25 2022/09/06	3,000,000.00	3,143,430.00	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR 3.75 2020/08/07	2,000,000.00	2,021,280.00	
	AURIZON NETWORK PTY LTD 5.75 2020/10/28	20,500,000.00	21,086,915.00	
	AUSNET SERVICES HOLDINGS 5.75 2022/06/28	1,830,000.00	2,022,406.20	
	AUST & NZ BANKING GROUP 3.1 2023/01/18	6,000,000.00	6,330,660.00	
	BANK OF MONTREAL 3.25 2022/10/06	4,740,000.00	4,985,484.60	
	BANK OF QUEENSLAND LTD 3 2021/11/16	8,000,000.00	8,224,720.00	
	BRISBANE AIRPORT CORP LT 6 2020/10/21	10,000,000.00	10,296,700.00	
	MACQUARIE BANK LTD 1.75 2022/06/21	7,300,000.00	7,383,731.00	
	MC FINANCE AUSTRALIA P/L 4.25 2021/12/01	4,100,000.00	4,298,850.00	
	MORGAN STANLEY 5 2021/09/30	2,300,000.00	2,433,423.00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD 3.25 2022/08/23	5,900,000.00	6,184,557.00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD 4 2022/06/17	4,680,000.00	4,968,756.00	
	PERTH AIRPORT PTY LTD 5.5 2021/03/25	2,000,000.00	2,088,620.00	
	QANTAS AIRWAYS LTD 6.5 2020/04/27	2,710,000.00	2,732,222.00	
	QANTAS AIRWAYS LTD 7.5 2021/06/11	5,240,000.00	5,635,305.60	
	QANTAS AIRWAYS LTD 7.75 2022/05/19	11,160,000.00	12,618,723.60	
	SCENTRE GROUP TRST 1 4.5 2021/09/08	5,000,000.00	5,203,650.00	
	STOCKLAND TRUST 4.5 2022/11/23	1,500,000.00	1,611,135.00	
	STOCKLAND TRUST 8.25 2020/11/25	2,500,000.00	2,626,825.00	
	SUMITOMO MITSUI FINL GRP 3.662 2022/03/29	1,000,000.00	1,045,160.00	
	SWEDBANK AB 3.5 2022/02/17	1,660,000.00	1,723,511.60	
	UBS AG AUSTRALIA 2.7 2020/08/10	1,000,000.00	1,006,860.00	
	VODAFONE GROUP PLC 3.25 2022/12/13	3,000,000.00	3,148,620.00	
	WESTPAC BANKING CORP 3.125 2022/10/27	4,000,000.00	4,206,640.00	
	オーストラリア・ドル 小計	140,320,000.00	147,010,389.60 (10,775,861,558)	
カナダ・ドル	AT&T INC 3.825 2020/11/25	20,000,000.00	20,273,000.00	
	BANK OF AMERICA CORP 3.228 2022/06/22	20,000,000.00	20,611,000.00	
	BELL CANADA 3.15 2021/09/29	15,000,000.00	15,292,350.00	

	BP CAPITAL MARKETS PLC 3.497 2020/11/09	12,000,000.00	12,135,240.00	
	CANADIAN IMPERIAL BANK 2.04 2022/03/21	10,000,000.00	10,059,800.00	
	CANADIAN NATL RESOURCES 3.31 2022/02/11	20,000,000.00	20,481,400.00	
	CATERPILLAR FIN SERV LTD 2.09 2022/09/12	19,500,000.00	19,617,585.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT 3.01 2022/03/21	2,000,000.00	2,041,000.00	
	CITIGROUP INC 3.39 2021/11/18	15,000,000.00	15,377,400.00	
	DAIMLER CANADA FINANCE 3.05 2022/05/16	15,000,000.00	15,304,950.00	
	ENBRIDGE INC 4.53 2020/03/09	10,000,000.00	10,008,400.00	
	ENBRIDGE INC 4.85 2020/11/12	3,000,000.00	3,059,550.00	
	ENBRIDGE INC 4.85 2022/02/22	7,000,000.00	7,393,680.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.55 2021/02/12	13,700,000.00	13,913,309.00	
	HUSKY ENERGY INC 5 2020/03/12	20,000,000.00	20,026,200.00	
	JOHN DEERE CANADA FND IN 2.63 2022/09/21	10,000,000.00	10,188,000.00	
	JOHN DEERE FINANCIALS IN 2.99 2022/01/14	10,000,000.00	10,210,900.00	
	JPMORGAN CHASE & CO 3.19 2021/03/05	15,000,000.00	15,196,200.00	
	MORGAN STANLEY 3.125 2021/08/05	18,000,000.00	18,325,080.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST 2.185 2020/08/26	10,000,000.00	10,011,500.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS IN 5.34 2021/03/22	21,000,000.00	21,747,180.00	
	SAPUTO INC 1.939 2022/06/13	16,000,000.00	15,990,560.00	
	SUNCOR ENERGY INC 3.1 2021/11/26	20,000,000.00	20,384,400.00	
	TOYOTA CREDIT CANADA INC 2.02 2022/02/28	27,000,000.00	27,114,480.00	
	WELLS FARGO & COMPANY 2.094 2022/04/25	20,900,000.00	20,974,613.00	
	カナダ・ドル 小計	370,100,000.00	375,737,777.00 (31,347,802,735)	
社債券 合計			53,266,786,536 (53,266,786,536)	
合計			53,803,277,826 (53,803,277,826)	

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- (注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- (注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	社債券 24銘柄	16.34%	20.71%
オーストラリア・ドル	特殊債券 3銘柄 社債券 27銘柄	0.79% 15.80%	21.03%
カナダ・ドル	社債券 25銘柄	45.97%	58.26%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ニッセイ安定収益追求ファンド」

(2020年2月28日現在)

資産総額	441,170,448円
負債総額	421,669円
純資産総額(-)	440,748,779円
発行済数量	430,315,874口
1口当たり純資産額(/)	1.0242円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年2月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年2月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	403	62,651
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	125	27,251
単位型公社債投資信託	2	86
合計	530	89,989

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第24期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第25期事業年度に係る中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		19,824,114		18,401,863
有価証券		7,102,076		8,008,550
前払費用		421,985		608,442
未収委託者報酬		4,433,940		4,705,229
未収運用受託報酬		1,806,719		1,911,554
未収投資助言報酬		101,471		168,445
その他		323,490		31,744
流動資産合計		34,013,799		33,835,830
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	82,291	1	72,641
車両	1	4,900	1	3,268
器具備品	1	94,283	1	95,277
有形固定資産合計		181,475		171,187
無形固定資産				
ソフトウェア		889,998		968,052
ソフトウェア仮勘定		44,035		24,478
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		942,047		1,000,545
投資その他の資産				
投資有価証券		34,455,496		36,902,679
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		14,723		167,886
差入保証金		299,871		293,513
繰延税金資産		778,580		1,066,925
その他		14,474		87,940
投資その他の資産合計		35,629,369		38,585,168
固定資産合計		36,752,892		39,756,901
資産合計		70,766,691		73,592,732

負債の部

流動負債

預り金	70,706	65,641
未払収益分配金	3,465	6,368
未払手数料	1,700,145	1,736,084
未払運用委託報酬	703,881	702,648
未払投資助言報酬	771,152	723,039
その他未払金	437,257	461,392
未払費用	109,199	113,233
未払法人税等	2,548,634	1,996,248
賞与引当金	864,699	853,083
その他	377,984	289,152
流動負債合計	7,587,128	6,946,893

固定負債

退職給付引当金	1,682,532	1,801,748
役員退職慰労引当金	18,200	22,500

固定負債合計	1,700,732	1,824,248
--------	-----------	-----------

負債合計	9,287,861	8,771,142
------	-----------	-----------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
-----	------------	------------

資本剰余金		
-------	--	--

資本準備金	8,281,840	8,281,840
-------	-----------	-----------

資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840
---------	-----------	-----------

利益剰余金		
-------	--	--

利益準備金	139,807	139,807
-------	---------	---------

その他利益剰余金		
----------	--	--

配当準備積立金	120,000	120,000
---------	---------	---------

研究開発積立金	70,000	70,000
---------	--------	--------

別途積立金	350,000	350,000
-------	---------	---------

繰越利益剰余金	41,733,107	45,192,421
---------	------------	------------

利益剰余金合計	42,412,914	45,872,228
---------	------------	------------

株主資本合計	60,694,754	64,154,068
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	779,438	711,399
--------------	---------	---------

繰延ヘッジ損益	4,637	43,878
---------	-------	--------

評価・換算差額等合計	784,076	667,521
------------	---------	---------

純資産合計	61,478,830	64,821,590
-------	------------	------------

負債・純資産合計	70,766,691	73,592,732
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	26,937,202	26,471,631
運用受託報酬	11,497,098	11,784,292
投資助言報酬	493,070	610,372
その他営業収益	-	16,907
営業収益計	38,927,371	38,883,204
営業費用		
支払手数料	12,354,679	11,518,158
広告宣伝費	31,453	23,965
公告費	260	130
調査費	5,782,852	5,954,296
支払運用委託報酬	1,754,925	1,695,119
支払投資助言報酬	2,906,672	3,019,717
委託調査費	82,637	106,467
調査費	1,038,617	1,132,991
委託計算費	216,637	229,936
営業雑経費	794,505	812,655
通信費	45,726	49,932
印刷費	179,345	190,576
協会費	32,226	34,445
その他営業雑経費	537,207	537,701
営業費用計	19,180,389	18,539,142
一般管理費		
役員報酬	83,616	137,828
給料・手当	3,439,572	3,685,286
賞与引当金繰入額	864,584	851,086
賞与	248,146	279,376
福利厚生費	662,791	710,135
退職給付費用	330,209	311,969
役員退職慰労引当金繰入額	2,450	8,350
役員退職慰労金	-	150
その他人件費	148,712	151,765
不動産賃借料	630,692	673,220
その他不動産経費	26,725	30,378
交際費	26,650	29,832
旅費交通費	152,875	209,373
固定資産減価償却費	396,898	405,606
租税公課	332,001	325,740
業務委託費	223,322	261,111
器具備品費	282,137	332,440
保険料	54,193	52,393
寄付金	162	-
諸経費	175,371	189,822
一般管理費計	8,081,115	8,645,865
営業利益	11,665,865	11,698,196
営業外収益		
受取利息	165	573
有価証券利息	33,950	24,008

受取配当金	176,877		124,674
金融派生商品収益	-		35,286
為替差益	-		22,977
時効成立償還金	27,718		-
その他営業外収益	13,552		14,395
営業外収益計	252,264		221,915
営業外費用			
為替差損	15,293		-
金融派生商品費用	-		20,127
控除対象外消費税	13,239		17,501
雑損失	27,789		-
その他営業外費用	657		1,080
営業外費用計	56,980		38,709
経常利益	11,861,150		11,881,403
特別利益			
投資有価証券売却益	201,537		655,395
投資有価証券償還益	31,108		46,876
固定資産売却益	1	1	-
特別利益計	232,815		702,272
特別損失			
投資有価証券売却損	107		81,265
投資有価証券償還損	15,469		68,047
固定資産除却損	2	2	1,089
事故損失賠償金	-	3	511
特別損失計	20,848		150,913
税引前当期純利益	12,073,117		12,432,761
法人税、住民税及び事業税	3,912,569		3,862,523
法人税等調整額	157,154		43,320
法人税等合計	3,755,414		3,905,844
当期純利益	8,317,703		8,526,917

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	38,693,404	39,373,211	57,655,051
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,278,000	5,278,000	5,278,000
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,317,703	8,317,703	8,317,703
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,039,703	3,039,703	3,039,703
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	812,844	-	812,844	58,467,896
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,278,000
当期純利益	-	-	-	8,317,703
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	33,405	4,637	28,768	28,768
当期変動額合計	33,405	4,637	28,768	3,010,934
当期末残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,067,603	5,067,603	5,067,603
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,526,917	8,526,917	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,459,314	3,459,314	3,459,314
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,067,603
当期純利益	-	-	-	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	68,039	48,515	116,554	116,554
当期変動額合計	68,039	48,515	116,554	3,342,759
当期末残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8．連結納税制度の適用を前提とした会計処理	<p>日本生命保険相互会社及び当社を含む一部の子会社は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（2015年1月16日 企業会計基準委員会 実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。</p>

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「繰延税金資産」437,736千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」778,580千円に含めて表示しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

（1）概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

（2）適用予定日

2021年4月1日以後開始する会計年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
建物附属設備	313,759千円	325,809千円
車両	1,828	3,460
器具備品	469,355	474,339
計	784,943	803,609

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
車両	169千円	-

2. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)
器具備品	5,271千円	623千円
ソフトウェア	-	465
計	5,271	1,089

3. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2017年6月23日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,278,000千円
1株当たり配当額	48,686円
基準日	2017年3月31日
効力発生日	2017年6月23日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018年6月22日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

2019年3月19日開催の臨時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当財産の種類	投資有価証券
配当財産の帳簿価額	67,500千円
譲渡株数	1,350株
1株当たり配当額	-
基準日	2019年3月19日
効力発生日	2019年3月22日

(注) 配当財産のすべてを普通株式(108千株)の唯一の株主である日本生命保険相互会社に対して割り当てることとしており、1株当たり配当額は定めておりません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2019年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	未定 千円
配当の原資	未定
1株当たり配当額	未定 円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	19,824,114	19,824,114	-
有価証券			
満期保有目的の債券	7,102,076	7,115,800	13,723
投資有価証券			
満期保有目的の債券	14,652,704	14,687,680	34,975
その他有価証券	19,735,292	19,735,292	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	103,394	103,394	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,401,863	18,401,863	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,199,830	2,205,940	6,109
その他有価証券	5,808,720	5,808,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,649,504	17,681,300	31,795
その他有価証券	19,253,174	19,253,174	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	47,244	47,244	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	67,500	-
関係会社株式	66,222	66,222

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2018年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	19,824,114	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	7,100,000	14,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	2,896,071	14,413,880	2,089,902	299,797
合計	29,820,185	29,063,880	2,089,902	299,797

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	18,401,863	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	2,200,000	17,650,000	-	-
其他有価証券のうち満期があるもの				
其他(注)	7,033,352	15,714,537	2,156,988	138,951
合計	27,635,215	33,364,537	2,156,988	138,951

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	15,606,746	15,660,060	53,313
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	15,606,746	15,660,060	53,313
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	6,148,033	6,143,420	4,613
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,148,033	6,143,420	4,613
合計		21,754,780	21,803,480	48,699

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	18,749,335	18,787,460	38,124
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,749,335	18,787,460	38,124
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,099,780	220
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,099,780	220
合計		19,849,335	19,887,240	37,904

2. その他有価証券

前事業年度（2018年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,824,610	5,803,679	20,930
	国債・地方債等	5,824,610	5,803,679	20,930
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	7,066,429	5,762,409	1,304,019
	小計	12,891,039	11,566,089	1,324,949
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	6,844,252	7,045,700	201,447
	小計	6,844,252	7,045,700	201,447
合計		19,735,292	18,611,789	1,123,502

当事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,808,720	5,801,046	7,673
	国債・地方債等	5,808,720	5,801,046	7,673
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	13,421,370	12,553,359	868,010
	小計	19,230,090	18,354,406	875,684
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,831,804	5,981,670	149,865
	小計	5,831,804	5,981,670	149,865
	合計	25,061,894	24,336,076	725,818

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式（前事業年度の貸借対照表計上額は67,500千円、当事業年度の貸借対照表計上額は-千円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	344,430	201,537	107
合計	344,430	201,537	107

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,232,532	655,395	81,265
合計	2,232,532	655,395	81,265

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度(2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 株価指数先物関連

前事業年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	新興国株価指数先物売建	投資有価証券	1,022,464	-	31,858
合計			1,022,464	-	31,858

(注1) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2019年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連

前事業年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引米ドル売建	投資有価証券	1,988,812	-	71,536
合計			1,988,812	-	71,536

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額等のうち1年超(千円)	時価(千円)
原則的処理方法	為替予約取引米ドル売建	投資有価証券	1,909,028	-	47,244
合計			1,909,028	-	47,244

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,519,642 千円
退職給付費用	248,707
退職給付の支払額	85,817
退職給付引当金の期末残高	1,682,532

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 248,707 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、54,955千円であります。

当事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	1,682,532 千円
退職給付費用	229,805
退職給付の支払額	110,589
退職給付引当金の期末残高	1,801,748

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 229,805 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、58,788千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	264,770 千円	261,214 千円
未払事業税	138,553	119,420
退職給付引当金	515,191	551,695
税務上の繰延資産償却超過額	3,662	6,126
役員退職慰労引当金	5,572	6,889
投資有価証券評価差額	61,683	88,160
その他	48,864	62,896
小計	1,038,300	1,096,402
評価性引当額	47	9
繰延税金資産合計	1,038,253	1,096,393
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	2,021	-
特別分配金否認	9,827	5,022
投資有価証券評価差額	247,824	24,444
繰延税金負債合計	259,672	29,467
繰延税金資産(は負債)の純額	778,580	1,066,925

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自2017年4月1日 至2018年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	150,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,608,592	未収運用受託報酬	833,260
								投資助言報酬の受取	132,212	未収投資助言報酬	11,876

当事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,299,726	未収運用受託報酬	762,239
								投資助言報酬の受取	130,542	未収投資助言報酬	11,530

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（ 1 株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
1 株当たり純資産額	566,896円85銭	597,720円47銭
1 株当たり当期純利益金額	76,697円61銭	78,626円78銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日）	当事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）
当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	8,317,703千円	8,526,917千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第25期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		18,614,564
有価証券		8,201,592
前払費用		721,934
未収委託者報酬		5,066,032
未収運用受託報酬		2,474,584
未収投資助言報酬		145,968
その他		7,397
流動資産合計		35,232,073
固定資産		
有形固定資産	1	234,319
無形固定資産		1,098,869
投資その他の資産		
投資有価証券		34,018,838
関係会社株式		66,222
長期前払費用		32,135
差入保証金		290,409
繰延税金資産		877,601
その他		89,656
投資その他の資産合計		35,374,865
固定資産合計		36,708,053
資産合計		71,940,127

負債の部

流動負債

預り金	45,684
未払収益分配金	6,932
未払手数料	1,908,680
未払運用委託報酬	618,237
未払投資助言報酬	739,605
その他未払金	1,591,362
未払費用	140,489
未払法人税等	551,114
前受投資助言報酬	47,034
賞与引当金	492,807
その他	2 248,490
流動負債合計	<u>6,390,440</u>

固定負債

退職給付引当金	1,912,442
役員退職慰労引当金	26,750
固定負債合計	<u>1,939,192</u>

負債合計

負債合計	<u>8,329,632</u>
------	------------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,281,840
資本剰余金合計	<u>8,281,840</u>
利益剰余金	
利益準備金	139,807
その他利益剰余金	
配当準備積立金	120,000
研究開発積立金	70,000
別途積立金	350,000
繰越利益剰余金	43,751,608
利益剰余金合計	<u>44,431,415</u>
株主資本合計	<u>62,713,255</u>

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	929,830
繰延ヘッジ損益	32,591
評価・換算差額等合計	<u>897,239</u>

純資産合計

純資産合計	<u>63,610,494</u>
-------	-------------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	<u>71,940,127</u>
----------	-------------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第25期中間会計期間	
(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	13,306,014
運用受託報酬	5,749,281
投資助言報酬	320,718
営業収益計	19,376,015
営業費用	9,094,752
一般管理費	1 4,511,749
営業利益	5,769,513
営業外収益	2 174,997
営業外費用	3 35,183
経常利益	5,909,326
特別利益	4 2,997
特別損失	5 65,567
税引前中間純利益	5,846,756
法人税、住民税及び事業税	1,682,493
法人税等調整額	105,028
法人税等合計	1,787,521
中間純利益	4,059,235

(3)中間株主資本等変動計算書

第25期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						株主資本 合計
		資本準備 金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,059,235	4,059,235	4,059,235
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	1,440,813	1,440,813	1,440,813
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	43,751,608	44,431,415	62,713,255

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
中間純利益	-	-	-	4,059,235
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	218,430	11,287	229,718	229,718
当中間期変動額合計	218,430	11,287	229,718	1,211,095
当中間期末残高	929,830	32,591	897,239	63,610,494

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第25期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税制度	当中間会計期間より日本生命保険相互会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第25期中間会計期間末 (2019年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	817,746千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第25期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1. 減価償却の実施額 有形固定資産 無形固定資産	30,130千円 172,854千円
2. 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金 有価証券利息 金融派生商品収益	157,472千円 7,537千円 6,483千円
3. 営業外費用のうち主要なもの 為替差損 金融派生商品損失 控除対象外消費税	28,274千円 3,497千円 3,313千円
4. 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益	2,997千円
5. 特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損	57,232千円

投資有価証券償還損	4,115千円
事故損失賠償金	3,771千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第25期中間会計期間
 (自 2019年4月1日
 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,500,048	50,716	2019年3月31日	2019年6月28日

(金融商品関係)

第25期中間会計期間末(2019年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)を参照ください)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,614,564	18,614,564	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,300,452	6,317,860	17,407
その他有価証券	1,901,140	1,901,140	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	13,748,496	13,767,690	19,193
その他有価証券	20,270,342	20,270,342	-
デリバティブ取引 ()			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	23,326	23,326	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

投資有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

1．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	18,948,948	18,985,550	36,601
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,948,948	18,985,550	36,601
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,100,000	-
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,100,000	-
合計		20,048,948	20,085,550	36,601

2．その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,900,074	1,901,140	1,065
	国債・地方債等	1,900,074	1,901,140	1,065
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注）	13,559,359	14,776,750	1,217,390
小計		15,459,434	16,677,890	1,218,456
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注）	5,690,320	5,493,591	196,728
小計		5,690,320	5,493,591	196,728
合計		21,149,754	22,171,482	1,021,728

（注）投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

第25期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,795,896	-	23,326
合計			1,795,896	-	23,326

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

	第25期中間会計期間 （自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）
1株当たり純資産額	586,552円95銭
1株当たり中間純利益金額	37,430円24銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	4,059,235千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	<u>4,059,235千円</u>
期中平均株式数	108千株

（重要な後発事象）

第25期中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2019年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(資本金の額：2019年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323	
楽天証券株式会社	7,495	
東海東京証券株式会社	6,000	
松井証券株式会社	11,945	
ワイエム証券株式会社	1,270	
株式会社岩手銀行	12,089	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社千葉興業銀行	62,120	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社中京銀行	31,844	
株式会社徳島大正銀行	11,036	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。
セントラル短資株式会社	5,000	主としてコール資金の貸借およびその媒介を業として営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
- コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
- ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2020年3月31日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているニッセイ安定収益追求ファンドの2019年2月26日から2020年2月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ安定収益追求ファンドの2020年2月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。